

平成28年度中国地方知事会第2回知事会議等の開催結果について

平成28年11月28日
広域連携課

平成28年度中国地方知事会第2回知事会議等の開催結果は、次のとおりです。

1 平成28年度中国地方知事会第2回知事会議

- (1) 開催日 平成28年11月16日(水)午後0時20分から3時5分まで
- (2) 開催場所 下関グランドホテル(山口県下関市)
- (3) 出席者 平井鳥取県知事、溝口島根県知事、伊原木岡山県知事、湯崎広島県知事、村岡山口県知事

(4) 主な内容

ア 緊急要請

鳥取県中部地震に係る緊急要望を採択した。【資料1】

イ 共同アピール(意見交換)

(ア) 次の8項目について、共同アピールを採択した。【資料2】

- ・「地方創生・人口減少克服」に向けて
- ・地方税財源の充実について
- ・地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について
- ・防災・減災対策等の推進について
- ・環太平洋連携協定(TPP)の発効を見据えた農林水産業の振興について
- ・地域医療の確保について
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた施策の充実について
- ・PCB廃棄物の処理推進について

- (イ) 地方創生に関連し、国の地方創生に対する施策の優先度が低くなってきているという危機感から、引き続き国に対し、地方創生推進交付金の確保等を強く求めていかなければならないといった意見が出された。
- (ウ) 地方税財源の充実に関連し、地方財政計画に関して国が地方にとって厳しい議論を行っているとの報道もあることから、これまで以上に危機感を持って取り組まなければならないといったことや、インターネット販売の増加を踏まえた地方消費税の清算基準の見直しや、持株会社方式の増加を踏まえた法人税の分割基準の見直しを国に求めることも必要といった意見が出された。
- (エ) 防災・減災対策等の推進に関連し、鳥取県中部地震の教訓も踏まえ、大規模災害発生時に機械的に広域応援を実施する仕組みの検討も必要ではないかといった意見が出された。
- (オ) また、伊原木岡山県知事から、中国地方知事会と関西広域連合との災害全般の相互協定の締結や大規模災害時の支援物資物流体制の構築(在庫管理や物資の規格の統一等)について研究することの提案があり、広域連携部会の広域防災部会で検討を進めることとなった。

ウ 広域連携の取組

(ア) 広域連携部会の各担当県から各部会・ワーキンググループの平成28年度の取組状況等について説明を行った。

広域防災部会・中山間地域振興部会(島根県)、家畜防疫広域連携部会・有害鳥獣ワーキンググループ(鳥取県)、スギ花粉症対策部会(岡山県)、地域医療確保対策部会(広島県)、地域産業振興部会(山口県)

(イ) 「家畜防疫広域連携部会」については、平成27年度の鳥インフルエンザに係る消毒ポイント等の情報共有マップ作成に引き続き、平成28年度は口蹄疫に係る情報共有マップの

作成のほか、鳥インフルエンザも含めた防疫資材の県間融通等の体制を構築し、所期の目的を達成したことから、部会としての検討を終了することを報告した。

- (ウ)「有害鳥獣ワーキンググループ」については、平井知事からカワウ対策について、村岡山口県知事からはツキノワグマ対策について本ワーキンググループで連携して検討していくことが提案され、今後、部会に昇格することも含めて検討を進めていくこととした。
- (エ)「地域医療確保対策部会」については、平成29年度に鳥取県が関西広域連合を事業主体としてドクターヘリを導入することに伴い、今後、関係協定の締結・変更の作業を進めることが報告された。
- (オ)また、広域サイクリングルートの構築について、中国地方知事会としても新たにワーキンググループを設置して取り組むことが湯崎広島県知事から提案され、了承された。(担当県は広島県)

エ 中国地方知事会の会長の選任

溝口会長（島根県）の任期が平成29年1月22日に満了（任期：2年間）を迎えることから、申し合わせに基づき、知事の在任期間により湯崎広島県知事を次期会長に選任した。

オ その他

鳥取県中部地震の発生を受け、広島県の湯崎知事からの提案により、次回、平成29年春の知事会議を鳥取県で開催することとなった。(順番では次期開催は広島県)

2 平成28年度第2回中国地域発展推進会議

- (1) 開催日 平成28年11月16日（水）午後3時10分から4時30分まで
- (2) 開催場所 下関グランドホテル
- (3) 出席者 中国地方5県知事
中国経済連合会会長
中国地方各県商工会議所連合会の代表者

(4) 主な内容

ア 緊急アピール

鳥取県中部地震により観光面で風評被害が発生していることから、鳥取県への観光を呼びかける緊急アピールを採択した。【資料3】

イ 中国地方知事会の共同アピールについて

知事会議で採択された共同アピールのうち、「『地方創生・人口減少克服』に向けて」の概要を事務局から説明した。働き方改革に関連し、経済界としても生産性向上に努める必要があるといったこと、地方創生の実現のために高速道路ネットワークの整備が不可欠といった意見があった。

ウ インバウンド観光強化に向けた情報環境の整備について

中国経済連合会から、中国地域のインバウンド観光強化に向け、中国地方における無料公衆Wi-Fiの認証の統一化等を進めていくことが必要との提案がされ、中国地域観光推進協議会のインバウンド誘致推進委員会で官民が連携しながら研究を進めることとした。

平成28年10月21日に発生した 鳥取県中部を震源とする地震に係る緊急要望

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震においては、最大震度6弱の地震後も度重なる地震が観測されている。

この地震により、住家において、全壊半壊の被害を受けたほか、屋根の損壊、壁のひび割れ等の被害が多数発生し、住民生活に多大な影響を及ぼしている。

被災地では、安定した生活を取り戻すため、総力を挙げて復旧・復興対策に取り組んでいるが、被災地域は高齢者が多く住み、豪雪地帯でもあるため、積雪期を前に住宅や道路の早期復旧が最優先の課題となっている。

また、被災した鳥取県中部地域のみならず、鳥取県全域で宿泊のキャンセルが多数発生するなど、観光産業への風評被害により地域経済に大きな影響が生じている。加えて、収穫期を前にした晩生梨の落果など、農業被害も深刻な問題となっている。

被災地が復興を成し遂げ、地方創生の歩みを再び取り戻せるよう、引き続き国の支援が必要であることから、次の事項について強く求める。

1 災害査定や災害復旧事業の早期執行について

降雪期の到来等を見据え、早期に県民生活の安全安心の確保を図るため、災害査定迅速かつ円滑な実施と早期復旧に係る財政支援を行うこと。

2 復旧・復興に係る財政支援について

公共土木施設、農地・農林業用施設、上下水道施設、学校施設、文化観光施設等について多くの被害が発生したため、地震被害に係る緊急対応及び復旧対策に係る財政措置について、激甚災害の指定も含め、特別交付税措置、新たな財政支援措置などを実施すること。

3 被災者の生活再建支援等に係る柔軟な対応について

(1) 被災者の生活再建を迅速に進めるため、既存の被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法の適用基準の見直しなど幅広く支援すること。

(2) 被災した事業主が雇用を維持できるよう「雇用調整助成金」制度について、熊本地震と同様に、助成率の引き上げなどの特例措置を講ずること。

4 観光産業等への風評被害対策について

- (1) ほとんど被害のなかった地域においても宿泊等のキャンセルが生じており、鳥取県が安全であることの情報提供に努めること。
- (2) 観光客の回復に向けた対策として、現在九州7県を対象に実施している「九州ふっこう割」と同様の「鳥取ふっこう割」を創設するなど、鳥取県の観光産業の復興に対する支援をすること。

5 農業被害への支援について

- (1) 鳥取県内産梨の風評被害が発生することがないように、情報発信等の支援をすること。
- (2) 鳥取県内最大の梨生産地帯における選果場施設や乳業施設が被災するなど今後の農業生産体制への影響が想定されることから、生産施設の早期復旧に向けた支援をすること。

6 被災した文化財等に係る支援について

- (1) 鳥取県内の白壁土蔵群や三徳山三仏寺文殊堂などのみならず、隣県の文化財等にも被害が及んでいるところであり、損壊した文化財等の早期復旧に向けた財政支援と技術的支援を行うこと。
- (2) 国指定のみならず、県・市町村指定の文化財についても財政的な支援を行うこと。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

「地方創生・人口減少克服」に向けて

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いている。このため、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行しており、今後、そのスピードがさらに加速すると見込まれることから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

このため、地方においては、産学官金労言などの主体が連携し、地域が直面している課題について考え、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を進めている。

国においても、「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向けた新たな取組を進めているが、地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならず、改めて「地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし」との断固たる決意と覚悟を持って、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」に掲げた『東京一極集中』を是正する、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」の3つの基本的視点に沿って政策を強力に推進していくべきである。

こうした中、国は、「働き方改革実現会議」を立ち上げ、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現などに向けた具体策の検討を開始したところである。

国と地方がともに、少子化に対する危機感と働き方改革を着実に推進するための課題意識を共有し、次世代を担う人づくりを着実に推進する必要がある。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意であり、国においても、地方創生に関する累次の要請を早期かつ確実に実現するとともに、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

1 地方への分散のために

(1) 「地方」への移住・定住

地方暮らしの魅力をPRする継続的なキャンペーンの実施やマスメデ

アの活用により、地方志向へと価値観を転換するような機運醸成の取組を積極的に進めること。

また、移住相談窓口の充実、移住者の住まいや就職等に対する支援など、地方が独自に取り組む施策に対して十分な支援措置を講じること。

(2) 企業版ふるさと納税制度の拡充・改善

企業版ふるさと納税制度について、その活用が図られるよう、地方の意見を踏まえ、より柔軟で使いやすい制度への拡充・改善を行うこと。

(3) 企業の地方分散

国は、企業の本社機能や研究開発拠点等の東京圏から地方への移転について、数値目標を設定するとともに、企業の相談窓口や情報発信の拠点を設けるなどにより、促進すること。

また、企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転・拡充に対する新たな支援制度や、東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度の創設などにより、企業の負担の軽減を拡充すること。

(4) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

「政府関係機関移転基本方針」に基づき、地方移転を行うとされた機関については、その速やかな移転実現を図るため、具体化に向けた関係者間協議を、国が主体となって精力的に進めること。

また、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とし、移転先自治体の負担軽減を図るとともに、移転後の国の機関としての機能確保や、共同研究の実施など地方関係機関との連携を踏まえ、適切な体制を整えること。

併せて、政府関係機関の地方移転を今回限りの一過性のものとすることなく、今後も国家戦略としてさらなる移転に取り組むこと。

なお、今後の取組を進めるに当たり、ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、移転に係る実証実験（社会実験）については、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

(5) 大学・研究施設の地方分散

大都市に集中している大学・研究施設の地方移転や、大都市での大学の 신설や定員の抑制を進めること。特に、工学系や農学系など地方に研

究資源が豊富に存在する分野の地方移転は、研究内容の向上や地方における産業振興にもつながることから重点的に取り組むこと。

また、地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分見直しなど、地方の大学への支援を充実させること。

(6) 「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想の検討

「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想については、住所地特例のさらなる拡大や介護費用の地方負担を調整する財政調整交付金の配分見直しなど、地方の実情に十分即した形で検討し、円滑な実現を図ること。

2 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるために

(1) 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、雇用の安定、出会いの場の提供、不妊治療支援の拡充、安心・安全な周産期医療体制の確保、子育て支援施策の充実などを進めること。

また、結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。

(2) 地域の実情に応じた取組への支援制度の充実

地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとするとともに、補助率の引き上げと規模の拡大を図ること。

(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減等

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。

特に、多子世帯や若い世帯の経済的負担軽減について、思い切った施策を講じること。

なお、子育て支援に係る医療費助成等の地方単独事業に伴う国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

(4) 保育サービスの充実及び財源の確保

保育サービスの量的拡充と質の改善が同時に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、深刻な保育士不足を解消するため、保育士の処遇を抜本的に改善すること。

また、地方において効率的・効果的な保育事業が実施できるよう、3府省に分かれた施策を一体とするよう制度の見直しを図ること。

さらに、地域の実情に応じて、柔軟かつきめ細かに対応できる施策を機動的に実施できるよう、保育サービス全般に活用できる交付金の創設など、自由度の高い財政的な支援等の措置を講ずること。

(5) 女性の活躍促進、仕事と家庭の両立に向けた社会環境の整備

男女が共に子育て・介護に関する制度を利用しやすい職場風土の醸成や、女性の就業継続や再就職、起業支援、男性の家事・育児・介護の分担に対する意識改革、待機児童対策、介護サービスの充実などの取組を総合的に推進し、誰もが仕事と家庭を両立でき、安心して働き続けられる環境を整えるとともに、税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。

さらに、職場における女性の活躍の加速化に向けて、地方が主体性をもち、それぞれの実情に応じて、複数年を見据えた計画的な事業実施ができるよう、財源確保の措置を講ずること。

(6) 三世同居・近居の促進

祖父母など世代間で助け合いながら子育て、孫育てができるよう、三世同居住宅の新築・改築への支援や、所得税の軽減措置などの三世同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。

3 長時間労働を是正し、多様な働き方を推進していくために

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の抑制に向けて、法規制の執行の強化を着実に進めるとともに、再検討することとされている時間外労働の規制については、十分な議論のもとに実効性のある対策を講ずること。

(2) 企業が働き方改革に取り組みやすい環境の整備

企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立支援を促進するための社内環境の整備や制度導入に対する支援、企業の主体的取組を支援する専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。

なお、人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や、下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、取引の在り方の改善に向けた取組を一層強化すること。

(3) 生産性の向上

働き方改革の推進は生産性の向上と一体的に取り組む必要があり、地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。

(4) 国内気運の醸成

働き方改革の推進に向けて、国内の一層の気運醸成を図ること。

(5) 地域の働き方改革推進に向けた財政支援

地方自治体が、地域経済界や労働団体等の意見を踏まえ、地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、地域の自由度が高く、必要な施策を継続的に実施することが可能な働き方改革全般に活用できる交付金を新設するなど、財政支援を拡充すること。

4 人が集まり・人が定着する 魅力ある地方をつくるために

(1) 地域産業の競争力強化

企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実させること。

また、「地域資源」や「伝統・技術」、地方の特性を活かした産業など、地方の創意工夫をビジネスとして発展させるための地方の取組を支援するとともに、後継者対策や創業などの支援策を一層充実させること。

(2) 外国人観光客の受入促進

海外に対する情報発信を強化するとともに、税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実のほか、国際的に質の高い観光地の形成に向けて、「日本版DMO」の形成、外国語併記の観光案内標識の設置、無料公衆無線LANの整備及び共通認証に向けた取組の加速、緊急時の情報伝達、人材育成などの環境整備の支援に取り組むこと。

また、多様なニーズに対応した宿泊サービスについて、地域の実情に応じて導入できるよう、幅広く検討を進め、地域の宿泊需給の状況や利用者の安心・安全の確保にも十分配慮した上で、法整備その他必要な対応について検討を進めること。併せて、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスの創設など、今後も増加が見込まれる外国人観光客への対応を加速させるための総合的な対策について、中長期的に継続して取り組むこと。

(3) 農林水産業の成長産業化

「地方創生」の中核となる強い農林水産業と活力ある農山漁村の実現に向け、農林水産業の生産性の向上や高付加価値化による競争力強化を図るとともに、生産基盤の整備を計画的かつ着実に推進し、農林水産業を成長産業へと飛躍させるための対策を強力に推進すること。

(4) 専門的な人材の地方への呼び込み

都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であることから、引き続き必要な財源を確保すること。

また、地方企業が東京圏在住者に対して情報提供や相談対応ができる場や人材獲得に係るコストの低減につながるサテライト採用面接会場の設置など、マッチングのための環境を充実させる施策を講じること。

(5) 地方の教育の魅力向上・充実

地方が取り組む特色ある教育の更なる充実・強化に向け、必要な財政支援や制度の創設などを検討すること。

また、地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保するとともに、教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、その機能強化を図ること。

(6) 地方の実情に応じたまちづくりの推進

人口流出を防止するため、小規模な都市や中山間地域、離島地域においても高齢者や若者も含めた人々が住み続けることができるよう、定住自立圏や小さな拠点の形成の支援など国の取組と併せ、実情に応じたまちづくり事業に取り組めるような支援策を講じること。

5 貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちの夢と希望をかなえるために

(1) 進学希望を叶えるための支援の充実

給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充、返還金の減額・免除や返還期限の猶予等の奨学金制度の拡充により、すべての子どもたちが教育を受ける機会の均等を図るための支援の充実・強化を図ること。

(2) 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数の拡充や、補充学習、生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する学習支援など、子どもたちが必要な学力を確実に身につけられる体制整備への支援を充実させること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源を確保すること。

(3) 社会的養護の充実・強化

施設の小規模化等に向けた整備の着実な推進や里親制度・養子縁組制度の普及啓発・推進に向けた財政支援の拡充を図ること。

(4) 保護者等への支援策の強化

児童虐待の防止の観点から、母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりへの支援や、経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対する更に手厚い経済的支援、保護者の安定した就労への支援について、充実・強化を図ること。

(5) 都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

各都道府県におけるより効果的な対策につなげるため、国において、統一的な基準で実態調査を行うとともに、その結果や算出方法を情報提

供すること。

6 地方創生の取組を推進するために

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、地方創生推進交付金については、地方が地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえて施策展開を図られるようしっかりとその規模を拡大・確保し、継続的なものにする。さらにその運用にあたっては、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とするほか、施設整備事業についても、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

このほか、地方創生拠点整備交付金については、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とするなど、その運用においては、地方の要望等を十分踏まえたものとする。

なお、国も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてKPIを設定して、地方創生に取り組んでいることから、実行の検証を行い公表すること。

7 地方自らが創意工夫を発揮するために

(1) 地方分権改革の推進

「提案募集方式」において提案のあった事項については、財源確保の措置も含め、政府全体として、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこと。

なお、移譲が、提案の一部の限定的、断片的な事務・権限に止まることのないよう配慮するとともに、「検討を行う」などとされた提案につい

ては、適切にフォローアップを行い、提案が早期に実現するようスピード感を持って取り組むこと。

さらに、「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

（２）地方創生を支える基盤の整備

対流促進型国土の形成に向け、高速道路のミッシングリンク解消や暫定２車線区間の対策等をはじめとした高速道路ネットワークの整備や港湾機能の強化など、人や企業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正に取り組むこと。

平成２８年１１月１６日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

地方税財源の充実について

平成28年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.7兆円となったが、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで0.1兆円増の61.7兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、前年度に比べて0.7兆円減となり発行抑制が図られたものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

そもそも国の目標を理由に地方交付税総額を縮減することは、アベノミクス効果が十分に浸透しておらず大幅な地方税の増収が期待できない地方部において、地方創生という新たな政策課題への取り組みに必要な地方の財源保障機能を弱めるものである。

加えて、社会保障と税の一体改革については、概ね予定されていた制度改正等はなされているが、消費税率10%への引上げを再延期する方針が示された中で、社会保障に係る財源の不足が懸念される。厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化という現状を踏まえ、平成31年10月に確実に消費税率を10%に引き上げることが必要であり、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させなければならない。

こうした状況の下で、今後も、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

については、真に地方分権時代にふさわしい、地方創生に資する国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

(1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・

減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係経費の増をはじめ、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、平成28年度から導入されたトップランナー方式は、「一律の歳出削減」となる懸念がある。歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないように需要に復元するとともに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地方の実情に配慮した措置を行うこと。

- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) 近年の地方財政計画における地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減などで吸収し、また、歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。

そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定にあたっては、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるように

するため、地方財政対策として歳出特別枠を実質的に堅持し、必要な歳出を確実に計上すること。

- (4) 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成28年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、今後も、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成28年度当初予算において1,000億円が措置され、平成29年度の概算要求において1,170億円が要求された地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう規模を拡大し、継続的なものにする。さらにその運用に当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、手続きを簡素化したうえで、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とするほか、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、平成29年度以降も、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

このほか、平成28年度補正予算で900億円が措置された地方創生拠点整備交付金については、本交付金が総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの施設整備等の取組を進めることを目的として創設されたものであることを踏まえ、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施を可能とするなど、その運用においては、地方の要望等を十分踏まえたものとする。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に充分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮

小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

- (6) 国の経済対策等に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (7) 法人課税改革に伴う地方法人課税の見直しについて、今後、外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないように慎重に検討すること。
- (8) 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保については、経済財政運営と改革の基本方針 2016 において、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するために必要な財源として、税制等の新たな仕組みを検討することとされたが、その検討にあたっては、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、既存の森林環境税等との関係などの課題についても、地方の意見を踏まえて、しっかりと調整すること。
- (9) 車体課税の見直しについて、消費税率引上げ時期の延期に伴い、自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割の創設も延期されることとなる。今後、仮に、自動車の取得及び保有に係る税負担の軽減に関する検討を行う場合には、地方団体に減収が生ずることのないよう、具体的な代替税財源の確保を前提とすること。
- (10) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。
- (11) 南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設の耐震化等を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化のうえ、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 現下の経済情勢を踏まえ、消費税率の10%への引上げを平成31年10月に再延期する方針が示されたが、増嵩する地方の社会保障関係費の財源を確実に確保するため、国の責任において必要な財源措置を行うこと。また、消費税率の引上げを再延期しても、地方においては、すでに子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これらの施策の推進に支障が生じることはないようにすること。
- (2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、平成27年2月12日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県において安定的な財政運営ができるよう十分に検証した上で、具体的な制度設計を行うこと。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。
- (4) 平成29年度税制改正に際し、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率の引上げに伴う医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への

影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、引き続き、転嫁対策を確実に実施すること。

(5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%引上げ時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(6) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

なお、引き続き、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

(7) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、地方との緊密な連携の下、システムの安定性を確保し、セキュリティについて技術的・物理的・人的対策の観点から不断の見直しを行い、国民の信頼が得られる安全対策を講じるとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークに係る構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地方創生を力強く進める前提としての基盤整備について

我が国が、少子化と人口減少を克服し、持続的な発展を遂げるためには、「人口急減・超高齢化」への流れを変えるための改革、とりわけ東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、子育て支援の強化・充実や女性の活躍促進などの総合的な政策推進が必要である。

また、地方において、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクを回避するには、国の地方創生の動きに呼応して、企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど、地方への新しいひとの流れをつくる必要がある。

このためには、歴史や自然など豊かな観光資源等、中国地方の多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、地方創生を進め生産性向上に資するためのインフラの整備と機能強化、地域間ネットワークの構築が不可欠である。

ついては、地方創生を力強く進める前提となる基盤整備を推進するため、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 高速道路ネットワークの早期整備

国の骨格を形成する高速道路は、経済社会の発展に不可欠な「地方創生の道」であり、現に、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線では、企業進出や観光客数の増加、県境をまたいだ行政、経済界の連携など、新たな動きが生まれるなどの効果が現れている。

しかしながら、日本海国土軸の一部を構成する山陰道の供用済区間は未だ4割程度に留まり、また、鳥取県、島根県及び山口県には多くの未事業化区間があるなど、中国地方には依然として高速道路ネットワークのミッシングリンクが多数存在している。このため、企業誘致や市場の拡大、観光の振興等、県境をまたいだ経済交流や連携を図る上でも大きなハンディキャップとなっている。

また、高速道路ネットワークは大規模災害時において、救急活動や緊急物資輸送、復旧活動の支援等の重要な役割を担っており、防災・減災、国土強靱化の観点から早期整備が必要となっている。

ついては、国において、高速道路ネットワークのミッシングリンクの解消に

必要な予算を十分に確保した上で、山陰道の事業中区間のより一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

暫定2車線区間については、高速道路ネットワークの機能強化と安全性や走行性の確保のため、早期に必要な区間の4車線化や当面の対策として付加車線整備を行うほか、早急な措置として注意喚起等の対策の促進を図ること。

なお、暫定2車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された岡山米子線については、早期に工事に着手すること。

2 高速道路の利用促進

円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興など、地域の活性化に資する高速道路の利用を促進するため、スマートインターチェンジ等の整備を促進するとともに、高速道路料金制度のさらなる改善を行うこと。

特に、鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の利活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいことから、地域の実情に応じた料金施策を講じること。

なお、これらの実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、影響を受けるフェリー等の公共交通機関に対しては、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

地域高規格道路や主要な国道・地方道は、大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うことはもとより、高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化を図り、物流・人流の活性化や広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資することから、その整備促進のため、所要の予算を確実に確保した上で、整備が遅れている地方に重点的に配分すること。

4 高速鉄道網の整備

災害に強い国土づくりを進めるとともに、鉄道機能をより発揮するため、北陸新幹線の今後の整備の進捗などにもらみ、山陰における高速鉄道網の整備に向けた具体的な取組を加速化すること。

5 地方鉄道の維持

地方鉄道の廃止は、当該地域の住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることが懸念される。

このため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度について検証し、地方創生対策が進められている間などの特別な事情に配慮した措置を講ずること。

6 地方空港への航空路線網の維持・拡充

- (1) 首都圏をはじめとする大都市圏と地方との航空網の確保による、利便性と流動性を高め、観光振興や産業振興により地方経済の再生可能な環境を整備すること。
- (2) 今後更なる増加が期待される訪日外国人の地方への周遊性を高めるため、大都市圏及び国際空港から地方への航空ネットワークを構築するとともに、地方空港における国際定期便やチャーター便等に柔軟な対応ができるようC I Q体制の一層の整備を図ること。

7 港湾の整備促進等

- (1) 中国地方における産業の国際競争力強化に資する物流基盤の充実を図るため、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充を図るとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。
- (2) 大型船舶による資源等の一括大量輸送を可能とすることで低廉かつ安

定的な輸送を実現することにより、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾選定港の施設整備、国負担割合の嵩上げ及び諸規制の緩和等を、地方の意見や実情に十分配慮しながら計画的に推進するとともに、すべての国際バルク戦略港湾選定港を「特定貨物輸入拠点港湾」に指定し、支援措置の拡充を図ること。

- (3) 北東アジアゲートウェイとしての役割を担う日本海側港湾の機能強化は、我が国の国際競争力の強化及び観光立国の実現に寄与することが期待され、特に日本海側における国内海上輸送のミッシングリンク解消は、中国地方の物流の効率化や瀬戸内地域のリダンダンシーの確保などが期待される。

ついては、中国地方の産業競争力の強化に大きな役割を果たす日本海側拠点港の機能充実・強化を図ること。

- (4) 近年、中国地方へのクルーズ船の寄港数増加は、インバウンドによる地域経済への大きな効果をもたらしており、観光・交流の拠点として港湾機能の強化が不可欠なものとなっている。

ついては、クルーズ船の受入や港湾における観光・交流の拠点強化を図るため、港湾へのアクセスの充実強化とともに、ターミナル整備や旅客の円滑な受入のための環境整備等ハード・ソフト両面における取組を推進すること。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

防災・減災対策等の推進について

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震では、震度6弱を記録した倉吉市や湯梨浜町、北栄町など鳥取県中部を中心に人的被害や住家被害が多数発生しており、安全・安心の確保や復旧に向けて全力を挙げているところである。

また、今年4月の「平成28年熊本地震」でも、交通インフラが寸断され、災害対策拠点となる施設等の損壊や大規模な土砂災害が多数発生している。

さらに、近年、全国各地において、局地化・集中化・激甚化する豪雨により、水害や土砂災害が相次いでいる。「平成26年8月豪雨」では、広島・山口両県を中心に発生した土砂災害により、「平成27年9月関東・東北豪雨」では、堤防決壊等により、「平成28年台風第10号」では、河川の氾濫等により甚大な被害がもたらされた。

このため、中国地方各県も協力し、被災地の一日も早い復旧・復興に向け、引き続き迅速な災害復旧を支援するとともに、これまでの災害や今後発生が想定される南海トラフ地震による大規模災害などを踏まえた防災・減災対策を推進し、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

加えて、老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会資本の安全性や機能の低下が懸念されているところである。

こうした中、国においては、防災・減災対策やインフラ老朽化対策等による「国民の安全・安心の確保」を予算の重点分野に掲げるなど、総合的かつ戦略的な取組が進められようとしている。

中国地方としても、国の動きに呼応し、災害からの早期の復旧・復興や、今後想定される災害においても十分に機能する計画的なハード整備に加え、災害時の被害を防止し、または最小限に抑えるため、地域防災力の向上に係るソフト対策を推進する必要があることから、次の項目について、一層の取組を強く要望する。

1 平成28年熊本地震や平成28年鳥取県中部を震源とする地震からの復旧・復興に向けた地方財源等の確保

平成28年熊本地震や平成28年鳥取県中部を震源とする地震で被災した自治体が行う復旧・復興に要する経費に対して確実に財政措置を講じる

とともに、医師、看護師、保健師、理学療法士等の人員派遣や行政職員による支援、物資の提供、避難者の受入れなど、被災地に幅広い支援を行っている自治体に対しても、必要な経費に係る財政措置を確実に講じること。

2 防災・減災対策に係る各種ソフト施策の充実

(1) ライフスタイルや、地域、学校及び企業・団体などの対象に応じた情報発信を充実・強化するとともに、報道機関と連携した普及啓発や、防災訓練・防災教室の実施の推進を図るなど、あらゆる機会・手段を通じて、国民が災害から命を守るための行動を促す取組を加速すること。

特に、企業・団体の従業員等において、避難場所・避難経路等の確認や非常持出品の準備などの取組が進むよう、産業界等に対し強力に働きかけること。

(2) 地方が行う防災知識の普及・啓発、地域防災の担い手となる自主防災組織や消防団等の活動の活性化につながる人材育成をはじめとした地域防災力強化の取組について、十分な財政措置を行うこと。

3 総合的な土砂災害対策の推進について

(1) 平成26年8月の豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。

については、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。

(2) 近年の豪雨災害を踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、被災地以外の地域においても、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業を強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援を行うこと。

- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援を行うこと。

4 災害に強い国土づくりに向けた防災・減災対策の推進について

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防、地すべり、急傾斜、農業農村基盤、治山、海岸、港湾等の防災・減災対策を早期に行い国土の強靱化を推進していく必要があることから、次のとおり、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充などを行うとともに、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し、地方の実情に即した配分とすること。

また、大地震等による被害を可能な限り軽減するためには、建築物等の耐震化を着実に進めていく必要があることから、次のとおり、支援の拡充を図ること。

(1) 治水・高潮対策の推進

近年、全国各地で多発する水害や高潮災害から国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、治水事業及び海岸事業を強力に推進すること。

(2) 道路・港湾・空港施設・ため池等の耐震化の推進

大規模な地震災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、道路、港湾、空港等の交通インフラについて、耐震化を推進する地方の取組を支援すること。

また、下流に人家や公共施設があり、決壊すると多大な影響を与えるため池の耐震化についても、同様に支援すること。

(3) 建築物の耐震化の促進

不特定多数の者等が利用する大規模建築物、地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等沿道建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

については、耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物の補強設計・耐震改修費用及び防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用に対する国の支援の更なる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。加えて、地震により倒壊のおそれのある空き家の除却が促進されるよう十分な予算措置をすること。

また、社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講ずること。

併せて、私立幼稚園における耐震化補助の予算拡充並びに、平成28年度までの時限措置となっている幼稚園以外の私立学校に対する耐震改築工事の補助期間の延長及び、補助単価の引上げと予算規模の拡充について、平成29年度当初予算において、確実に措置すること。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化のうえ、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

(4) 災害に強い道路ネットワークの構築

大規模災害時における緊急輸送道路やリダンダンシーを確保するため、山陰道をはじめとした高速道路のミッシングリンクの早期解消や地域高規格道路の整備促進、それらを補完する国県道の整備促進のために必要な予算を確保すること。併せて、高速道路における暫定2車線区間の早期4車線化や当面の対策として付加車線の早期整備を促進すること。

また、落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

5 気象・火山・地震の監視・予測システムの強化について

(1) 局地豪雨や竜巻などによる突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するとともに、雨量情報を高精度でリアルタイムに提供するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

また、夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

(2) 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の充実・強化や予知に関する技術開発を進めること。

(3) 活断層の位置・形状や活動履歴等、未確認の断層も含めた活断層の実態や地震・津波の予測精度の向上など、地震に関する調査研究を強化すること。

6 社会資本の適正な維持管理の推進について

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、施設の維持管理に係る国庫補助対象の大幅な拡大や地方財政措置の拡充などを実施し、社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、必要な維持管理を着実に実施できるよう、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即した配分とすること。

7 大規模災害時における被災地の支援方策の確立

大規模災害時における被災地の支援については、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において制度を検討・創設するとともに、国、被災自治体、応援自治体間での費用負担のあり方を明確化し、これに応じて、各自自治体に対する十分な財政措置を講じること。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の発効を 見据えた農林水産業の振興について

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で新たなルールを構築するものであり、発効すれば経済活動の自由度が高まるとして、経済界などから生産拡大や海外展開など様々な効果が期待されている。

農林水産業についても、ＴＰＰの活用促進により新たな市場開拓が期待されるものの、一方で、現在の日本の農林水産業を取り巻く情勢が、担い手の減少や高齢化の進展、生産物価格の低迷、輸入農林水産物との競合、予測不能な自然災害による農林水産業被害など、非常に厳しい状況にある中、米や畜産分野をはじめとする農産物重要品目について、関税率の削減や国別輸入枠の新設などにより、国内農林水産業への影響が懸念される。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 地域の実情を踏まえた「攻めの農林水産業」の展開

中山間地域等条件不利地域の多い中国地方においては、特色ある地域資源を生かしながら、農林水産業の収益性を高めるための努力をしてきたところである。

ついでには、こうした地域の特色のある取組が将来にわたって持続的に発展できるよう、国の責任において、地域の実情に応じた担い手の育成や産地形成、ブランド化、輸出拡大の支援など、総合的な施策展開が可能となる、きめ細かで柔軟な対策を講じるとともに、独自の農林水産施策に取り組むことが可能な包括的な交付金を創設するなど、必要な財源の確保を図ること。

2 TPPへの対応

- (1) TPPについて、引き続き正確かつ丁寧な説明や情報発信に努め、農林水産業関係者の不安を払拭することに万全を期すこと。

(2) 「総合的なTPP関連政策大綱」に掲げる農林水産業の成長産業化を一層進めるための戦略等については、現場や地方の意見を十分に反映させたものとする。

(3) TPPが発効した場合には、麦のマークアップや牛肉関税の減少などにより、農林水産予算の確保に支障を来さないようにすること。

3 園芸産地の育成及び担い手確保支援

土地条件の悪い中山間地域においては、施設野菜など土地生産性の高い園芸作物の推進が求められている。

については、収益性の高い園芸産地の育成と、園芸産地における新たな担い手の育成・確保を図るため、施設整備や生産支援について、地域の実態に即した柔軟な制度とするとともに、予算を十分に確保すること。

4 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業による担い手への農地集積と集約化を進めるためには、農地の受け手となる担い手育成や、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する基盤整備が必要であり、それらと連動した施策を含め、引き続き十分な予算を確保すること。

5 経営安定対策の充実

(1) 生産者の不安を払拭するため、現在検討されている「収入保険制度」の早期導入など、農業全般にわたる経営安定対策・セーフティネットの充実強化を図ること。

(2) 規模拡大やコスト削減に限界がある中山間地域において、農地保全や集落の維持・活性化につながるよう、中山間地域等直接支払制度の充実を図ること。

(3) 農林水産業の生産を支え、地方創生、国土強靱化等を進めるうえで重

要な役割を担っている基盤整備について、必要な予算を安定的に確保すること。

- (4) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく「指定生乳生産者団体制度」のあり方の検討にあたっては、生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化や需給調整による生乳の安定供給を図るという本制度が有する機能に配慮すること。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

地域医療の確保について

超高齢化社会の到来に向けて、医療・介護提供体制の改革が必要であるが、医師・看護職員など医療従事者の不足や偏在が解消されず、地域医療体制は危機的状況にある。

住民が地域で安心して生活するためには、地域医療の確保が必要不可欠である。地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 地域医療構想

(1) 2025年に向けた医療・介護のあり方や地域医療構想の策定の意義について、国民や関係機関に十分に説明し、理解を得ること。

(2) 地域医療構想で示す2025年の必要病床数は、国が示す一定の仮定の下での試算値である。その試算値をもとに関係者が地域の実情に応じた課題や対応策を協議しているが、国は、協議に資する医療情報を定期的に提供するとともに、課題解決に向けて柔軟に制度を運用し、幅広い支援策を実施すること。

特に離島・中山間地域においては、地理的要因による不採算や人材不足等により在宅医療への移行が非常に困難なため、手厚い支援策を講ずること。

2 地域医療介護総合確保基金

(1) 地域医療再生基金で実施してきた医療従事者の確保対策等については長期継続的な取組が必要であることから、今後も地域医療介護総合確保基金により実施できるよう、国は将来にわたり十分な財源を確保すること。

(2) 将来の地域医療の提供体制を確保していくためには、病床機能の転換のみならず、医療従事者の確保対策や在宅医療を含む地域医療体制の整備が必要な地域もあることから、地域の実情に応じた創意工夫ができる

よう、基金の配分に関しては、都道府県の実情を踏まえた配分がなされるよう配慮するとともに、平成26年度と同様に3つの事業区分間の額の調整を都道府県の実情によりできるよう認めること。

- (3) 基金の交付決定が遅く、内示を受けるまで基金規模の見通しが立たないことから、円滑な基金事業の実施に支障を生じているため、内示時期を早めるなど基金スキームの見直しを行うこと。
- (4) 地域の抱える課題は地域毎に異なっており、それぞれの地域で、実情に応じた取組が可能となるよう、柔軟な制度とすること。

3 地域医療提供体制の充実に向けた継続的な財源措置

医療提供体制推進事業補助金は、交付率が低迷してきており、事業の執行に重大な支障が出るおそれのある憂慮すべき事態となっている。当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために必要な事業の推進に不可欠なものであることから、事業の安定的な実施のため補助基準額に応じた交付がなされるよう十分な予算額を確保すること。

また、ドクターヘリについては、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果をあげており、特に広域救急医療にとって極めて重要な存在であることから、引き続き必要な財源を確実に確保すること。

4 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。

特に平成30年度に開始される新たな専門医制度の構築にあたっては、国が責任をもって研修定員の設定を行うなど、医師の地域偏在、診療科

偏在を是正するための誘導策を盛り込むこと。

- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、そうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

5 医師・看護職員・薬剤師等を支える環境づくり

- (1) 医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 看護職員や薬剤師の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員等の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消に向け、医療の現状や医療機関毎の役割等について、受療者である国民の理解と協力を得るための広報・啓発を強化すること。
- (5) 介護職の認知度向上・イメージアップや離職防止を図る取組への財政支援の充実など、介護職員の安定的な確保対策を講じること。

6 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。
- (2) 大学医学部の地域枠卒業生の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業生を対象とする定員枠の設定を認めること。

7 奨学金制度の運営

大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治	
島根県知事	溝	口	善	兵衛	
岡山県知事	伊	原	木	隆	太
広島県知事	湯	崎	英	彦	
山口県知事	村	岡	嗣	政	

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた 施策の充実について

リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックは大盛況のうちに幕を閉じ、2020年東京オリンピック・パラリンピックがいよいよ4年後に迫った。

東京オリンピック・パラリンピックは国内外に日本文化の素晴らしさを理解していただく絶好の機会でもあり、開催気運を盛り上げ、大会の成功に貢献するため、地方においてもスポーツ振興だけでなく、文化振興などの取組を推進しているところである。

近代オリンピックの理念である、スポーツを通じた世界平和の維持と国際友好親善への貢献のため、我が国のスポーツ選手の育成・強化を図り、スポーツの振興に寄与する必要がある。

また、全国各地において、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業、住民、地方公共団体、国等のあらゆる主体が文化プログラムに参画する枠組みを作ることにより、広く日本国内にオリンピック・パラリンピックムーブメントを勃興させ、その開催効果を全国津々浦々に波及させるだけでなく、開催後も未来に向けて継続的なものとし、地方創生を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、次の事項について強く要請する。

1 スポーツ・文化振興の取組への支援

2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、地方も、開催に向けた気運を一層盛り上げ、大会の成功に貢献し、その効果を全国津々浦々に波及させるとともに、大会後も地域のスポーツ・文化・観光資源を活用した取組を継続的に展開し、地方創生の実現へと繋げていくことを強く望んでいる。

については、国の助成制度の創設を含めた積極的な支援を行うこと。特に、次のような地方独自の取組に強力な支援を行うこと。

- (1) 地方が行う公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等に係る特別な地方債の発行と、その償還に対し交付税措置を講じるとともに、既存施設の改修に充当される地域活性化事業債の償還に対する交付税算入率を引き上げること。

(2) 海外トップチームのキャンプ誘致に向けた活動への支援を行うこと。

(3) 障がい者スポーツの競技力向上の取組への支援を行うこと。

2 文化プログラムの推進

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた文化プログラムについては、日本の芸術文化の魅力を世界に発信するとともに、日本各地において地域の特徴や参加者の多様な表現ができる多彩なプログラムが開催され、レガシーとして次世代へ継承していくなど、国を挙げて取り組むべきものである。

については、認定した事業等へのロゴマークの付与に留まらず、事業等の実効性を担保するため、国の責務として、地方に対する必要な財政措置を行うこと。

(2) 芸術文化にはバリアはなく、個人等の感性、創造力、表現力などを基に創り上げるものであり、障がい者が作品を創造できる環境整備や機会の提供は、障がいの有無に関わらずその能力が認められ存分に発揮できる共生社会の実現に寄与するものである。

こうした観点から、障がい者の芸術文化振興を文化プログラムに位置付けて、地方とともに国も主体的に取り組むこと。また、主体的に障がい者の芸術文化活動を推進していけるよう国が地方に対する必要な財政措置を行うこと。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政

PCB廃棄物の処理推進について

本年8月のPCB特別措置法の改正に伴い、高濃度PCB使用製品・廃棄物の処分期間は中国地方では最短で平成29年度末までに前倒しされたほか、新たに対象となった使用製品の所有事業者に対する立入検査や指導など地方自治体の業務が増大した。

PCBについては、電気工作物だけでなく蛍光灯安定器などにも使用されており、保有している事業者が幅広く存在していることから、その確実な処理については、本来、国の責任において必要な措置を講ずるべきものである。

については、期間内に全ての高濃度PCB使用製品・廃棄物が、国の責任において確実に処理されるよう、次の事項について強く要請する。

1 国の責任における処理の推進

使用中の高濃度PCB含有電気工作物については、使用中止から廃棄・処分まで全ての工作物が確実に処理されるよう、関係省庁が連携をとりながら、国の責任において必要な措置を講ずること。

2 所有・保管事業者へのインセンティブの拡充

高濃度PCB使用製品・廃棄物が、期間内に確実かつ適正に廃棄処理されるよう、使用の中止・廃棄困難者に対して高濃度PCB使用製品の代替機器の交換費用や処理施設への運搬費用に対する補助など、高濃度所有・保管事業者へのインセンティブの拡充策等を講ずること。

3 財政支援措置

PCB特別措置法の改正により、報告徴収、立入検査、行政代執行の権限が都道府県等に付与されたが、これらに係る経費について、地方負担が生ずることのないように財政支援の仕組みを確実に講ずること。

平成28年11月16日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政

お越しく下さい 鳥取県へ

平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震では、日本中の皆様から、温かいご支援・ご声援をいただいておりますことに、まずもって厚くお礼申し上げます。

一方で、この地震により鳥取県中部の宿泊施設では、営業を再開した10月23日以降の予約について、宿泊キャンセルが相次いでいます。

また、ほとんど被害のなかった鳥取県東部・西部の地域においても同様にキャンセルが出ており、観光産業等への風評被害により地域経済に大きな被害が出ています。

鳥取県への観光旅行を予定しておられる皆様の中には、不安を抱いておられる方もおられるのではとお察しします。

しかし、鳥取県において「鳥取県は安全である」ことを国内外に情報発信しており、鳥取県と各地を結ぶ鉄道、バス、航空機、フェリーも通常どおり運行しております。

鳥取県の観光地では、皆様に温かくおもてなしし、観光を通じて「鳥取の元気」を発信しているところです。

皆様が鳥取県にお越しいただくことが、鳥取県を元気づけるとともに、一日も早い鳥取県の復興につながると考えております。

ぜひ鳥取県にお越しく下さい。お待ちしております。

平成28年11月16日

中国地域発展推進会議

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
中国経済連合会会長	荻田知英
鳥取県商工会議所連合会会長	藤縄匡伸
島根県商工会議所連合会会頭	古瀬誠
岡山県商工会議所連合会会長	岡崎彬
広島県商工会議所連合会会頭	深山英樹
山口県商工会議所連合会会頭	川上康男

鳥取県中部地震に係る国要望活動の結果について

平成28年11月28日
広域連携課

平成28年10月21日に鳥取県中部地震が発生したことに伴い、国の協力が必要な事業等について、関係府省等に対し、平成28年10月27日、10月29日及び11月11日に緊急で実施した要望活動の概要は次のとおりです。

1 要望事項

- (1) 観光産業等への風評被害対策について
- (2) 農業被害への支援について
- (3) 歴史的建造物等の修繕等に係る支援について
- (4) 災害査定の円滑な執行と被災施設の復旧に係る財政支援について
- (5) 復旧・復興に係る財政支援について
- (6) 「り災証明書」の早期交付に向けた支援体制について
- (7) 激甚災害の指定及び被災者生活再建支援制度等に係る柔軟な対応について
- (8) 災害廃棄物の早期処理に向けた支援について
- (9) 被災建築物の除却支援制度の拡充等について
- (10) 被災した上水道施設の早期復旧について

2 結果概要

(1) 首相官邸 安倍晋三内閣総理大臣（松本防災担当大臣同席）

- 被災者は未だに避難所で困難な生活を余儀なくされている。一日も早く安心して生活できるよう全力を尽くしたい。
- 梨の被害があるということであり、また、風評被害も広がっているとのこと。旅館を始め観光が打撃を受けているということなので、風評被害に政府を挙げて取り組んでいく。

(2) 内閣府 松本洋平内閣府副大臣（政府調査団団長）

- 特別交付税も含めて財政的に万全の措置を取り、1日も早く元通りの生活に戻れるようにしたい。
- この目で見て、生の声を聞いたことを政府に持ち帰り、万全の対策と正しい情報発信をしたい。

(3) 内閣府 加藤久喜政策統括官（防災）

- 被災者生活再建支援制度が適用になれば、迅速に手続きにかかれるようにしたい。

(4) 国土交通省 石井啓一国土交通大臣

- 観光についての風評被害は正確な情報を発信することが重要である。全国旅館業界に通知を出したところであり、観光庁のホームページにも正確な情報が発信できるよう工夫させてもらう。
- 災害査定はなるべく簡素化するようにする。現地の査定については、自治体の皆さんと調整させていただきながらやらせてもらう。財政支援についても同様である。

(5) 観光庁 田村明比古観光庁長官

- 現在の鳥取県の状況を全国ネットで見ってもらうことが必要である。観光関連の取材がカニの解禁に合わせて入るように考えたい。できる限りのお手伝いをさせていただく。

(6) 農林水産省 細田健一農林水産大臣政務官

- 農林水産共同利用施設については、災害復旧事業で対応する。査定前着工ということで先に事業を行っていただき、後で財政支援制度があるので、それで対応したい。
- 農道などの土木的なものについては、十分かどうかは不明だが、既存の制度で利用できるものは、できるだけ被災地の方に利用してもらえるように配慮する。

(7) 文部科学省 義家弘介文部科学副大臣

- 国の重要文化財については、85%上限に補助の仕組みがある。一方で国の指定でないものは、その仕組みがなかなか難しい。しかし、地方財政措置としての支援は可能である。現状を把握した上で、できる支援はしていきたい。
- 教育関係施設の復旧について、災害復旧事業の申請前でも着工可能なスキームがあるので、どういう支援が一番スピード感をもってやれるのかを含めて対応したい。

(8) 環境省 井林辰憲環境大臣政務官

- 環境省としても職員を派遣したり、災害廃棄物処理支援ネットワーク等いろいろなネットワークがあるので、現地に専門家が入り、きちんと対応させていただきたい。
- 不法投棄については、ブラウン管テレビをこの機に乗じて出してしまうということがある。熊本地震の場合は、持ち込みの際にお断りした事例もある。これまでの経験も踏まえて、担当者と話をさせていただきたい。

(9) 総務省 佐藤文俊事務次官

- り災証明の件については熊本地震の時に利用した制度があるので、同様に対応できると思う。
- 熊本地震の時に庁舎の復旧については手厚くするように新しい制度を創った。それが使えるのではないかと思う。

(10) 総務省 高原剛自治行政局公務員部長

- り災証明の早期交付に向けた支援体制について、我々は県を超えて職員を派遣するので、被災の状況を把握させてもらい、どこか窓口をたてて全国知事会も巻き込んで進めたい。市長会、町村会も巻き込むのかも含めて急いで対応する。

(11) 厚生労働省 北島智子生活衛生・食品安全部長

- 上水道の復旧について、熊本地震の時に後でトラブルになったのは、被災した記録や証拠を集めていなかったため補助金がもらえないといった例である。例えば、県外の支援者が修理してくれている分は、きちんと被災の記録を取っていただきたい。

平成28年度第2回パートナー県政推進会議の開催結果について

平成28年11月28日
県 民 課

第2回目の「パートナー県政推進会議」を開催し、鳥取県の元気づくり施策の本格展開について意見交換を行いました。

当会議で出された意見等については、政策戦略事業等により県政に反映させるなど、必要な対応を行います。

1 日時・場所

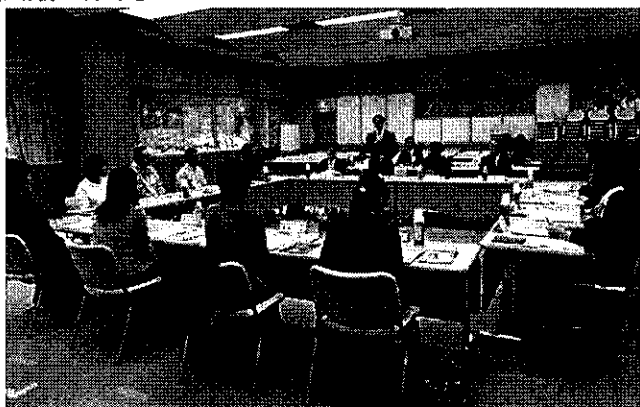
- (1) 日 時 平成28年11月13日(日) 午後3時から5時まで
- (2) 場 所 鳥取県立図書館 大研修室
- (3) 出席者 委員13名(うち委員10名、学生委員3名)、知事、元気づくり総本部長ほか

2 主な意見

テーマ：「鳥取県の元気づくり施策の展開」

項目	意見
地震関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取県中部地震を経験し、まずは自分達の身は自分達で守ることが大事だと気づき、直ちに地区の防災マニュアルを作成した。日頃からコミュニティが構築されていたことで、そういった体制がすぐにできたと思う。 ・ 復興支援のイベントを週末にでも開催し、「ありがとう」の気持ちを持って、住民が元気になっていることを伝えられる機会があればよい。
情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取大学は学生に対して手厚く対応できることが強みであり、様々な補助金などの情報も、先生から直接学生に周知できると思う。 ・ 県がいい制度や企画を作っても、なかなか情報が入ってこない。核となる部分(学生)に情報が入ってくると学生間にすぐに広がりやすい。
遊休施設の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が所有している施設(旧日野産業高校)などは、すごい施設なのに、今現在、活かされていない。例えば、旧日野産業高校も大学のキャンパスやゼミなどに利用してもらいたいと思う。
障がい者賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の就労に関して、地域づくりなどに取り組んでいるが、なかなか就労に結びつかない状況である。就労内容もあいまいな事業所が多い。これからは、福祉の枠だけで守っていくのではなく、農業体験などを通じて地域につながっていくことが大切だと思う。 ・ 作業所の工賃が安い。作業所が近くにないために、通うのに交通費がかかるが、全額交通費の助成がない。せめて、かかった分だけの交通費を助成してほしい。
広聴関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政に興味がなく、会議に参加したところで何も変わらないのではないかと考えている人がたくさんいるのではないかとと思う。この会議に参加してみて、鳥取県がどんなことをしているのか、とても身近に感じるようになった。 また、県政に対する意見を持っている人もどこに言っていいかわからないという人がいると思うので、もっと多くの人が参加できるようなフォーラムなどを開催して、意見収集することも考えてみてはどうかと思う。

【会議の様子】



3 第1回（8月21日）の委員意見に対する対応方針（主なもの）

意見内容	対応方針
<p>今、学生に人気があるのは、都会のベンチャー企業で実施している新規事業立案型のインターンシップである。都会に行かなくても、鳥取の企業・起業家を知る機会や紹介していただく機会をつくっていただき、学生がタッグを組んで何かプロジェクトを企画することができたらいい。</p>	<p>インターンシップについて本県は積極的に取り組んでおり、全国でUターン支援を行っているマイナビ等の協力を得て、県外在住者にも届くようメニューの充実を図る予定です。例えば、これまでの5日間程度のコースに加え、新たに1～3日間の短期型、1～6か月程度の長期型を設けるなど、プログラムの魅力を高めることとしています。</p> <p>また、県内で新規事業開発を目指す企業などと協働し、鳥取県で起業したい学生等に、自ら事業を立ち上げるスキルを身に付けさせるため、新規事業の立ち上げから事業実施までを実践・体験させるトライアル環境の整備について、平成29年度当初予算の中で検討します。</p> <p>なお、トライアル環境の整備については、とっとり創生若者円卓会議においても鳥取県へ提言されています。</p>
<p>鳥取県の保育園は保育料も安いし、制度が充実していて良いが、小中学校等が上がったときに、人数が少ない、競争がない中でいかに競い合って勉強させていけるのか、多角的な視点を広げていくのか、学校制度の中でどうサポートされていくのかが気になる。充実してほしい。</p>	<p>県教育委員会では、「科学の甲子園ジュニア」鳥取県大会を開催し、県内の中学生が理科、数学等における複数分野の競技に協働して取り組むことを通じて、未知の分野に挑戦する探究心を高める取組などを実施しています。</p> <p>また、高校生においても、生徒同士が切磋琢磨しながら進路実現に向けて学習意欲を高めることが出来るよう、難関大学を目指す生徒同士の合同勉強合宿の実施や、全国各地で地域課題をテーマとした学習に取り組む高校を集めての成果発表会の開催など、学校の枠を超えて学力や知的好奇心の向上につながる取組を実施しています。平成28年度からは、米国スタンフォード大学と連携し、県内の高校生がインターネットを活用して同大学の海外高校生向けの講座が受講できる事業を開始しており、高い意欲と志を持った生徒の要望に応えられるプログラムの提供も行っているところです。</p> <p>今後も、児童生徒が自分の力を発揮していくことができる機会を提供していきたいと考えています。</p>

4 出席者

※五十音順

区分	氏名	所属
座長	山下 弘彦	日野ボランティア・ネットワーク
委員	石村 勇人	一般社団法人 里鳥 代表理事
	大田 忠敏	指導農業士
	岡田 良寛	Book Cafe「ホンバコ」代表者
	徳本 敦子	鳥取・森のようちえん・風りんりん 代表
	野口 智恵子	三八市実行委員会 会長
	原田 文恵	株式会社LASSIC 取締役（家庭教育推進協力企業）
	東根 ちよ	鳥取大学地域学部地域政策学科 講師
	谷川 裕美	ソレイユ法務・FP事務所 代表者
学生委員	渡部 真哉	特定非営利活動法人あかり広場 副代表
	西岡 大穂	鳥取市在住（大学生）
	山本 花菜	鳥取市在住（大学生）
	董 婉 嬌	鳥取市在住（大学院生）

（参考）パートナー県政推進会議

<設置目的>

地域活動の実践者や有識者等に出席をいただき

- 「県政は県民のパートナー・地域のパートナー」であることを原点として制定した県民参画基本条例の理念を具体化し、パートナー県政の実現を目指す。
- 県民の思いを、より県行政に反映させるとともに、本県の抱える課題を県民と県行政が共有し、ともに手を携えて、その課題にチャレンジし、解決していくための連携策、推進策について検討を進める。

とっとり創生若者円卓会議からの提言書の提出について

平成28年11月28日
県 民 課

県内の若者で構成するとっとり創生若者円卓会議が、「若者の移住・定住促進策」をテーマに意見交換を進め、その結果を平成28年11月14日に「鳥取県への提言」として知事に提出しました。

<提言内容>

- 1 若者のふるさとリターン（回帰）・定住促進について
若者の心に響くメッセージ（情報）を届けることが重要であり、確実に届けるための具体策について提言します。
<課題解決に向けた具体的意見>
 - ・関西の大学と締結している包括連携協定を関東の大学とも交わすなど、県主導で鳥取県出身者に対する就職アプローチをかけることが重要である。
 - ・首都圏大学生でタスクフォースを立ち上げ、そのメンバーによる学園祭等での鳥取県ブースの出展を首都圏大学で広げていくなどの取組を展開・継続することが重要である。
- 2 鳥取で起業したい学生等のために
鳥取に帰って起業したいと考えている学生等を対象に事業を立ち上げるスキルを身につけるためのトライアル環境を整備し、伴走型支援により人材育成を図る具体的施策案を提言します。
<具体的施策案>
 - ・県内で新規事業開発を目指す企業などと協働し、鳥取県で起業したい学生等に新規事業の立ち上げから事業実施までを実践・体験させる取組を展開する。
- 3 変革に向けて
鳥取県の現状を認識し、将来への危機感を持ち自らが動いていくことが必要であり、とっとり創生若者円卓会議もその役割の一翼を担い、若者への情報発信を行っていきます。
<課題解決に向けた具体的行動>
 - ・県内大学の学生との意見交換に参加し、県内企業の紹介や県内で働き生活する実践者として情報を発信する。
 - ・この会議をきっかけにSNSによるグループを結成し、情報の収集及び拡散を行う。
- 4 鳥取県中部地震を受けて
この度の鳥取県中部地震をふるさと鳥取県を考える機会だと考え、この地震を逆手に鳥取県の人々の温かさや絆の強さを全国に発信することが重要と考えます。
 - ・人の心に残る感動的なエピソードを収集し、フェイスブックなどで広く発信することにより、鳥取の人々の温かさなど県内外に知ってもらえる機会とすべきである。
 - ・県外の若者のボランティアを受け入れることは、鳥取の良さを知り、移住・定住をしていただく良いきっかけとなる。



(参考) とっとり創生若者円卓会議について

- ・構成 県内各分野（商工関係者、金融関係者、子育て関係者、農林漁業関係者、観光関係者、地域活動者、大学生、十代）で活躍されている若者25名（19歳から39歳まで）
- ・会議開催状況

	開催日	テーマ・内容
第1回	7月9日(土)	若者の定住促進策について小グループで意見交換
第2回	9月4日(日)	「イノベーションを生み出す考え方と鳥取県での事業創出」についてワークショップを実施
東京	10月14日(金)	首都圏在住の大学生等との意見交換
第3回	10月29日(土)	「鳥取県への提言」(素案)について
第4回	11月12日(土)	「鳥取県への提言」(案)について

鳥取県知事
平井伸治様

鳥取県への提言

平成28年11月14日
とっとり創生若者円卓会議

はじめに

私たちとっとり創生若者円卓会議のメンバーは、今年度、鳥取4回、東京1回の計5回の会議を開催し、この会議の意見交換を通して、今住んでいるこの鳥取県が将来にわたって元気であり続け、安全・安心に暮らし続けるためには、私たちが自ら動き、鳥取県の魅力を発信していくことが大切であるということに気づきました。

人口減少が続く鳥取県の現状において、都会へ進学等した学生（若者）を何とか鳥取県に戻すことができないか、また、鳥取に来ている学生（若者）をそのまま鳥取県に踏みとどまらせ定住させることができないかといった『若者の移住・定住促進策』を中心に意見をまとめるとともに、出されたアイデアの中から、具体的な施策案についても提案します。

私たちの提案が、少しでも鳥取県の活力ある未来へつながる一助となることを願います。

末筆ながら、このたびの鳥取県中部を震源とする地震では、家屋の倒壊や農作物の被害など多大な被害が生じました。しかしながら、これほどの被害が生じながらも命を落とした方がいなかったのは、災害に強い人づくり、体制づくり、地域づくりに向けた施策を日頃から展開してこられた成果であり、このことは鳥取県の大きな強みであると考えます。

1 若者のふるさとリターン（回帰）・定住促進について

県外に出た本県出身の若者が鳥取県に戻りたいという希望を叶え、併せて、県外から来ている若者に本県に定住してもらうため提言いたします。

〔提言の要旨〕

移住・定住を促進するためには、若者の心に響くメッセージ（情報）を届けることが重要であり、例えば、「なんとかやっていけるよ鳥取県」といったメッセージをどのようにして確実に届ける（受け取らせる）かを考えました。

＜課題解決に向けた具体的意見＞

- 鳥取に住むきっかけは人であり、人が人を呼びます。人と人とのかかわりをつなげる地域のキーマンに焦点をあて、我々と行政とが協働し、県の魅力や職場の魅力を若者に伝えることが重要です。
- 学生等に対する県内企業の紹介は様々な機会を捉えて実施されていますが、それらが「届いていない」という声を聞きます。現在、大学を中心に就職支援活動は行われていますが、京都女子大、京都産業大学などと結んでいる包括連携協定のように、もっと県主導で鳥取県出身者に対する就職支援（アプローチ）を実施することが重要です。
- 「とっとり移住相談カフェ」に参加している鳥取県への思い入れの深い学生を巻き込んで、首都圏大学生でタスクフォースを立ち上げ、例えば、タスクフォースメンバーによる学園祭等での鳥取県ブースの出展を首都圏大学で広げていくなどの取り組みを展開・継続することが重要です。
- 県外へ進学等した早い段階から、県内に就職している社会人との接点を持ち、就職に対する相談や意見交換等ができる体制を構築して、「鳥取での活躍を待っている」というメッセージを伝えることが重要です。
- 移住の最終目標は地域に溶け込む定住であり、若者が地域に溶け込んでいけるような橋渡しをしていく人の存在が必要不可欠です。若者を地域に溶け込ませるためのキーマン（コーディネーター）の育成と、コーディネーターが主体となった移住者と地域住民とのコミュニティの構築が重要です。
- 若者の移住に伴う不安感を共有でき、最も親身になって相談できるのは既に移住された若者だと考えます。ワンクッション置く存在として、各種イベントやSNSを活用した情報発信など既に移住された若者との連携により、鳥取県の魅力を発信していくことが重要です。

<メンバーの意見>

- 自分が大学や専門学校で磨いてきた能力を活かし、自分が活躍できるようなイメージを具体的に持ち、「なんとかやっつけていけそうだな、この鳥取」と思えるように促す情報発信が必要である。
- 鳥取に住んでいることを卑下しているところが言葉の端々に出てくるのは良くない。もっと、鳥取県の魅力を発信していく人を増やしていかなければならない
- 若い人は、「田舎暮らし」を「田舎くさい」と捉えてしまう。それを肯定的に、ここでしかできない人間的魅力に変えていくことが大事である。それは人と人とのつながりであり、「人が人を呼ぶ」ことにつながっていく。
- 県が作成するパンフレットやチラシは、内容が固いものが多いので、もっと敷居を低くして、鳥取県内の「人」の魅力を具体的にクローズアップし、人と人とのつながりで人の心を動かすようなものを作ってみてはどうか。
- そもそも鳥取県内にある企業のことを学生が知らないことが多く、あまり周知できていないのではないか。情報を手に入れるのではなく、もっと自然に情報が入るようなシステムが必要なのではないか。
- 幼少の頃から鳥取県の魅力、企業、それから鳥取県でしかできない生活を刷り込み、いずれは鳥取県に戻ってくるという思いを根底におくことが必要である。
- ライフスタイルが多面化しているので、そのニーズに合った情報発信が必要である。

2 鳥取で起業したい学生等のために

県内の学生等及び県外在住で鳥取に帰って（又は鳥取に移住して）起業したいと考えている学生等を対象に事業を立ち上げることの出来るスキルを身に着けさせるためのトライアル環境を整備し、伴走型支援により人材養成を図る具体的施策案を提言します。

〔提言の要旨〕

鳥取に帰りたい、あるいは鳥取に住み続けたいが働く場がないと思っている若者が大半だと思っておりましたが、県出身の県外学生との意見交換において、在学中に働く場の拠点づくりにある程度の見通しが立てば、鳥取に戻って起業又は就職したいという意見がありました。

そこで、鳥取で仕事をしたいと考えている学生が、入学後早期（1・2年）に新規事業の立ち上げに至る過程を経験し一定のスキルを身につけておくとともに、県内産業界に触れることが、実際に県内の働く場を選択する段階での強みとなり、効果的な若者の定着促進につながると考え、次のような事業を提案します。

さらに、若者が新規事業の立ち上げに向けて県内企業の協力を得ながら成長していくその姿は、鳥取県がチャレンジできる県だとアピールできる絶好の機会だと考えます。

＜具体的施策案＞

首都圏在住の県出身学生の県内就職あるいは県内学生の鳥取県定着を目指して、県内で新規事業開発を目指す企業などと協働し、鳥取県で起業したい学生等に、自ら事業を立ち上げるスキルを身に着けさせるため、新規事業の立ち上げから事業実施までを実践・体験させる取り組みを展開する。

〔背景〕

- 進学で県外に出た学生等のうち鳥取県に帰って就職したいという人も多いが、希望する企業がない、そもそも鳥取県内の企業を知らないという声が多い。
- これまで、就職を前提としたインターンシップや、また、起業及び事業継承については、企業に対する融資等の支援のほか、県内の学生や女性を対象としたビジネスプランコンテストやシンポジウムなどの取組がなされてきているが、鳥取を活躍の場として起業にチャレンジしようとする学生・若者のニーズへの対応は十分ではない。

〔事業の流れ＜イメージ＞〕

- ・参加学生への説明会&ワークショップ
- ・3 Days Camp (スキルトレーニング)
- ・キックオフ (テーマ発表) 県内企業参加
- ・事業開発
- ・事業立ち上げ準備・実施

＜メンバーの意見＞

- 県内企業の経営者が、企業の魅力をもっと学生にアピールし、併せて県外から鳥取に来ている学生を鳥取に踏みとどまらせる努力をしていく必要がある。
- 起業するための手厚い県の支援制度があり、他県の人からは羨ましがれている程である。そのことをもっと県内外にPRすべきである。
- 自ら働く場を創って（起業して）移住してきた若者もいる。そういう経験を持った人との出会いの場も必要である。
- 起業してやっていけそうという見通しが立つのであれば、鳥取に戻るという選択肢ができる。
- 起業などにチャレンジしたいと思っている人はいる。他県では難しくても、鳥取県なら出来るという事をアピールしていく事も必要である。

3 変革に向けて

私たちがとっとり創生若者円卓会議で得た「鳥取県の現状を認識し、危機感を持って動いていくことが、小さくても活力ある鳥取県の未来へつながるのではないか」との結論から、まずは若者に向けて鳥取県の魅力を情報発信する必要がある、私たちとっとり創生若者円卓会議がその役割を担うことができれば、より効果的な情報発信ができるのではないかと考えました。

今住んでいるこの鳥取県が将来にわたって元気であり続けるため、私たちが自ら動き、鳥取県の魅力を情報発信することを宣言します。

〔宣言〕

今鳥取に住んでいる私たちが、鳥取県の現状を認識した上で将来への危機感を持ち、我々社会人が自ら動かなければ、鳥取県の将来像を変革することはできません。

＜課題解決に向けた具体的行動＞

- 提言1及び2を実現するためにも、可能な限り我々も自ら実践していきます。
 - ・若者に響くメッセージを伝えるために、県内大学の学生との意見交換に参加し県内企業の紹介や県内で働き生活する実践者として、情報を発信します。
 - ・この円卓会議をきっかけにSNSによるグループを結成し、随時情報を取り入れ、併せて情報を拡散する仕組みをつくります。
 - ・県の若手タスクフォースが企画するフェイスブックグループ（鳥取県の移住・定住を考える若者委員会）に自ら積極的に参加し、知人・友人へも参加を促します。
 - ・学生メンバーが中心となって、県外に在住する学生と県内の学生とのネットワークを構築し、県外の学生が必要とする県内情報を発信します。
 - ・社会人メンバーが中心となって、学生等の伴走型起業支援事業に自らが所属する企業への働きかけ又は参加、若しくは同業種の企業へ情報提供等を行って、事業への参加を促します。

＜メンバーの意見＞

- 社会人である我々が、鳥取県の現状を認識し、危機感を持って動かなければ変革ということはできない。

- 我々のおかれている問題にほとんど気づいていなかった。知る機会をもっと作っていかねばならない。今回我々はそれに気づいたのだから、その問題を何とかしている人々に、友達でいいのでアピールしていかないといけない。
- 企業を営んでいる経営者として、こういう企業に入りたいというところを鳥取県の企業がきちんと学生にアピールしていくという事、併せてせつかく県外から集まっている学生を引き留めるという事を努力していく必要がある。
- 転職経験者と学生とのコミュニケーションの場を設けてはどうか。
- 就活応援サポーターをして気が付いた。鳥取県が首都圏に出ている学生を呼び込むことに対して、東京であれば新橋で開催されることが多いが、足を運ぶにはハードルが高いように思う。発信する入口を学生が多く集まる場所にセッティングすることで大分変わってくると思う。
- 行政の発信には限界がある。インターネットなどで情報を拡散するなどして鳥取のイメージアップを図り、移住や定住に結びつけていく。

鳥取県中部地震を受けて

この度の地震では、被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

地震による直接被害や風評被害を受けるなど地震の影響は大きなものですが、日頃から強く結ばれている地域の絆や、多くのボランティアの方々の力で住民が支え合い、復興へ向かおうとしています。

この地震をふるさと鳥取県を考える機会だと考え、この地震を逆手に鳥取県人の温かさや絆の深さを全国に発信することが重要であると考え提言します。

〔提言の要旨〕

- 今回の地震で大きな被害を受けたものの、死者が出なかったことや被災者への対応（支援）の早さなどは鳥取県の強みであり、「対応能力の高い鳥取県」「安心して暮らせる鳥取県」を全国に発信することが重要です。
- 日ごろから地域の間人間関係が形成されているので、いざというときに地域の住民同士が声を掛け合ったり助け合ったりすることができます。人の心に残る感動的なエピソードを収集しフェイスブックなどで広く発信することは、鳥取の人の温かさなど県内外に知ってもらえる機会とすべきです。
- 今回の地震で県外の若者のボランティアを受け入れることは、鳥取の良さを知り、移住・定住をしていただく良いきっかけになります。
- 震災で人と人とのつながりを実感するなど、改めて地元のことをよく考える機会となっています。この経験が若者の心に刻まれることで、地元に残るという意識付けにもつながります。

<メンバーの意見>

- 店舗に被害はあったが、こういう時だからこそ、何とか皆さんの力になりたいと思い店を開け続けた。
- 震災で断水もあったが、三朝やはわい、東郷、関金の温泉が無料開放されるなど、鳥取県に住んでいて良かったと実感した。
- 人と人との心の距離が近いことや人の絆の強さなど、古き良き日本が鳥取には残っていることを今回の地震で再認識できた。
- 阪神大震災と今回の地震も被災したが、集落の方々が自分たちで助け合い、災害に自然体で立ち向かう姿に感動した。土に触れ共同作業をしていると怖さが抜けていく。自然の生きる力を実感した。
- 県外在住の県出身者で、今回の地震により地元に戻りたいという気持ちが出てくる人がいると思う。
- 観光については、地震の被害が少なかった東部・西部にも影響が出ている。当面、東部・西部は大丈夫という情報発信をし、中部が復興してきたら東部・西部が中部の支援を行うことを考えていくべき。

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例の改正（案）について

平成28年11月28日

とっとり暮らし支援課

本年度は、「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」の改正を行うため、民間委員による「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」を開催し、条例改正の方向性について議論を行ってきました。

今回、これまでの議論や、このたび発生した鳥取県中部を震源とした地震の発生を受けて、改正すべき点を4つのポイントとして整理し、次のとおり条例改定の骨子案を作成しました。

今後、パブリックコメントを実施することで、幅広く県民からの意見を反映し、平成29年2月議会に向けて改正手続きを行います。

1 条例改正のポイント

- ・前回の条例改正（平成24年度）以降、人口減少社会が日本全体の問題だとしてスタートした地方創生の取組や、鳥取県中部を震源とした地震の発生など、時代の流れの取込み。
- ・山間集落实態調査（平成28年度実施）によって明らかとなった課題への対応
これらを踏まえて、次の4点をポイントとして改正の骨子案を作成した。

- ① 中山間地域の強い絆など、災害に強い地域力の再評価と継承
- ② 地方創生の推進（地方創生の推進の視点で条例を再整理）
- ③ 山間集落实態調査結果によって明確となった課題への対応（山林等の財産管理の適正化）
- ④ P D C A サイクルによる施策点検の導入

⇒ 中山間地域振興条例の改正及び施策検討に向けたこれまでの議論の状況 別紙

2 条例改正（骨子案） 資料

（1）中山間地域の強い絆など、災害に強い地域力の再評価と継承

鳥取県中部を震源とした地震の発生をきっかけに、中山間地域のあたたかい人と人との絆の強さによって人命が失われる事のなかった点を再評価し、次代へと引き継ぐ視点を盛り込む。

（2）地方創生の推進（地方創生の推進の視点で条例を再整理）

全国で地方創生の取組が始まり、県・市町村も地方創生総合戦略を策定して取組を推進

【見直しの方向性】

- ・重点的に取り組む施策に地方創生の視点を取り入れて見直しを行う。
- ・①人口減少に歯止めをかける対策、②人口減少化でも安心して暮らせる仕組み、の視点から再整理を行う。

⇒ 重点的に取り組む施策（条例第7条）を再整理

現行条例（7項目）	条例見直し後（9項目）
<ul style="list-style-type: none"> ①安全かつ安心な定住環境の確保及び充実 ②集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成 ③伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承 ④産業の振興 ⑤中山間地域と都市部との共生 ⑥他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力 ⑦中山間地域の公益的機能の維持及び強化 	<p>[人口減少に歯止めをかける仕組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中山間地域の特色を活かした産業振興及び仕事の創出 ②移住の推進等による新たな人の流れの創出 ③教育、保育等の子育て環境の整備・確保 <p>[人口減少下でも安心して暮らせる仕組み]</p> <ul style="list-style-type: none"> ④安全かつ安心な定住環境の確保及び充実 ⑤集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成 ⑥伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承 ⑦中山間地域と都市部との共生 ⑧他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力 ⑨中山間地域の公益的機能の維持及び強化

(3) 山間集落实態調査結果によって明確となった課題への対応

山林の管理が粗放化している。

(平成28年度山間集落实態調査：山林の管理を行っていない42%)

[見直しの方向性]

- ・条例に掲げる「基本方針」及び「市町村の役割」として、地域の資産の適正管理と有効活用に係る規定を追加する。

(4) 目標指標 (KPI) とPDCAサイクルによる施策点検の導入

中山間地域振興施策を検証し、施策の見直しや新規施策の追加など、柔軟かつ即応的な対応をできるようにする。

[見直しの方向性]

- ・条例に基づき策定する行動指針において、目標指標の導入、PDCAサイクルによる施策点検を導入する。

3 パブリックコメント

これまでの議論を踏まえ条例案を修正した上で、パブリックコメントにより幅広い県民意見を反映する。

(1) 募集期間

平成28年12月5日(月)から12月26日(月)まで <予定>

(2) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱(県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置)

4 条例改正のスケジュール

平成28年11月28日

常任委員会報告 条例改正(骨子(案))

平成28年12月5日~26日

パブリックコメント 条例改正(案)

平成29年1月

常任委員会等へ報告(パブリックコメントを踏まえた最終案)

平成29年2月

条例改正(案) 議会提案

中山間地域振興条例の改正及び施策検討に向けたこれまでの議論の状況

平成28年11月28日

1 「第3回魅力あふれる中山間地域・まちなかづくりチーム会議」(平成28年11月4日)

〔主な意見〕

- ・家屋や田畑など中山間地域の住民が地域外に出てしまうと家も土地も使えなくなる。亡くなったら相続者との連絡もつかない。生きている間にバンク登録する仕組みができないか検討している。
- ・中山間地域の公共交通の確保が困難になってきており、運転士の不足が顕著になっている。路線の維持だけでなく、担い手の確保の視点も重要である。人の動きと物の動きをセットで考えるなど、小さな拠点、地域包括ケアなどと結びつけて考えないと、持続可能な交通システムにならない。
- ・国の介護保険制度が変わり、生活機能がそれほど低下していない方のサービスを介護事業者だけでなく住民が主体となって支える仕組みとなっている。来年度の新たな取組として、住民主体の生活支援サービスの担い手育成のための研修や実習ができないか考えている。

2 市町村との意見交換(平成28年11月16日及び17日)

〔主な意見〕

- ・中山間地域振興条例に定める中山間地域の範囲を見直し(拡大)して欲しい。中山間地域と中心市街地には特別対策があるが、その周辺地域(都市部近郊の地域)には施策が無い。
- ・小規模高齢化集落に実際に人が移り住むケースとして、転出していた子ども世代が戻ってくるというUターンが現実的ではないか。現在使っている住宅をUターン者が改修して住む場合も対象となる補助事業が必要である。
- ・タクシーを利用する高齢者を対象に町が利用助成しているが、年々利用が増え、財政を圧迫している。県からの支援の拡大が必要である。

3 「中山間地域等活性化・移住定住促進協議会」(平成28年8月30日及び11月18日)

＜条例見直しに対する民間委員からの主な意見＞

- ・空き家の顕在化や耕作放棄地の増加など中山間地域において深刻化する課題がある中、所有者へ何らかの義務を課してはどうか。また、空き家・空き地・耕作放棄地などが発生する前に情報収集して活用する仕組みが考えられないか。

＜その他必要な施策に対する民間委員からの主な意見＞

- ・全国でも移住促進が本格化する中、鳥取ならではの魅力的な暮らし方やライフスタイルなど、若者の心に響く情報発信を進めてはどうか。
- ・保育料無償化によって中山間地域へ子育て世代が戻ってきているので効果的である。
- ・高齢者による事故が続いている。バス停までの移動も厳しい中で、中山間地域では、公共交通だけでは対応が困難な状況になっている。地元の方の協力による乗合などのシステムづくり、タクシー活用への支援が必要ではないか。
- ・小さな拠点を創ってお互いに助け合うことが必要である。ふれあいサロンとして高齢者の交流活動を行っているが、高齢化に伴ってコーディネーター役が居ないことから活動が低下し始めているので、世話役となる人材の確保が課題である。

(参考) 中山間地域活性化・移住定住促進協議会」の概要

中山間地域等の振興及び移住定住促進に関する事項を調査審議するため、鳥取県附属機関条例に基づいて設置している附属機関。

〔委員〕

新井 直樹	公立鳥取環境大学経営学部准教授		
佐々木千代子	NPO法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会理事長		
池上 紗織	鳥取家守舎	／宮本 正啓	元江府町副町長
中村 恭子	グラフィックデザイナー	／白岡 あゆみ	イラストレーター
山下 和子	J A鳥取中央市場開発部	／福田 憲保	米子商工会議所
鹿田 道夫	鳥取県農業信用基金協会会長理事	／東口 善一	ファルコン代表

中山間地域振興条例改正 骨子（案）

前文 条例の理念を規定

<視点>

- ⇒ 鳥取県中部地震の発生をきっかけに、日頃気がつかない中山間地域のあたたかい人と人との絆の強さによって人命が失われる事の無かった点を再評価し、次代へと引き継ぐ視点を盛り込む。
- ⇒ 地方創生による条例の再整理の考え方を新たに盛り込む。
 - ・人口減少に歯止めをかける取組の推進

第1条 目的 ～ 第2条「中山間地域」等の定義 …… 改正なし

第3条 基本方針（中山間地域の振興に係る基本方針を規定）

<視点>

- ⇒ 山林等が放置されている山間集落实態調査の結果からを踏まえて、「農林地、宅地及び建物の適正管理及び有効活用の推進」を新たに盛り込む。

第4条 県の責務（行動指針、市町村・県民等との協働等について規定）

- ⇒ 条例に基づいて策定する「行動指針」に目標指標の導入、PDCAサイクルによる施策の点検を導入

第5条 市町村の役割（中核となる行政組織としての役割を規定）

- ⇒ 地域の遊休資産の適正管理と有効活用を進めるため、基本方針に併せて、市町村の役割に「農林地、宅地、建物等の地域の資産の有効活用」の視点を新たに盛り込む。

第6条 県民等の役割（県民等の中山間地域への理解と協力等を規定）…… 改正なし

第7条 重点的に取り組む施策

- ⇒ 地方創生の視点を踏まえて重点的に取り組む施策を整理
 - ①中山間地域の特色を活かした産業振興及び仕事の創出
 - ②移住の推進等による新たな人の流れの創出
 - ③教育、保育等の子育て環境の整備・確保
 - ④安全かつ安心な定住環境の確保及び充実
 - ⑤集落機能の維持並びに集落活動の担い手の確保及び育成
 - ⑥伝統行事、伝統文化及び文化財等の維持及び継承
 - ⑦中山間地域と都市部との共生
 - ⑧他地域との交流等による中山間地域の維持及び発展への理解と協力
 - ⑨中山間地域の公益的機能の維持及び強化

第8条 調査及び研究（市町村、学識経験者等による施策の調査研究を規定）

第9条 推進体制の整備（県は総合的に施策を推進する体制の整備を規定）

第10条 財政上の措置（県は施策を推進するための財政上の措置を規定）

第11条 雑則

改正なし

鳥取県への移住促進に向けた取組状況について

平成28年11月28日
とっとり暮らし支援課

鳥取県への移住を促進するため、首都圏等において開催する移住相談会等のイベントでPRを行いました。特に、鳥取県中部地震による移住定住への風評被害を払拭するため、従来からの鳥取の魅力発信に加え、移住環境への影響が少ないこと等を発信しています。

なお、鳥取県への移住状況について、平成28年度上半期の速報値を取りまとめたところ、前年度の実績をやや上回りました。

今後も、移住先として選んでいただけるよう鳥取県の魅力発信に取り組みます。

1 地震発生後に実施した主な移住イベント

(1) ふるさと回帰フェア2016

ア 日時・場所

平成28年10月23日(日) 午前10時から午後4時30分まで
東京国際フォーラム(東京都千代田区)

イ 内容

ふるさと回帰支援センター主催による全国47都道府県約350の自治体・団体が参加した移住相談会。(当日の来場者数16,031人)

鳥取県からは7団体(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、大山町、鳥取県移住定住サポートセンター)がブースを設けるとともに、会場入口において、フェア当日の朝便の飛行機で来場できるほど既に交通機関が復旧していること、新聞を手にした被害が少ないことなどをPRした。



(2) とっとり暮らしWaku×3ナイト交流会 in 有楽町(食から知る鳥取県)

ア 日時・場所

平成28年11月5日(土) 午後6時から8時まで
ふるさと回帰支援センター(東京都千代田区)

イ 内容

鳥取県の魅力「食」を生業とされている先輩移住者をゲストに迎えた交流会を開催した。交流会を通して、とっとり暮らしアドバイザーの実体験などを交え、地震が収束している現状などをPRした。

(3) 鳥取来案暮力カフェ

ア 日時・場所

平成28年11月12日(土) 午後1時から4時まで
大阪ふるさと暮らし情報センター(大阪府中央区)

イ 内容

3市1町(鳥取市、倉吉市、米子市、大山町)が参加し、移住希望者を対象とした休日相談会を実施した。冒頭に倉吉市がプレゼンを行い、地震後の写真のスライドの上映等を通して、倉吉市の現状を紹介し、「倉吉は大丈夫です」というメッセージを発信した。



(4) とっとり・おかやま移住休日相談会 in 東京

ア 日時・場所

平成28年11月19日(土) 午後1時から4時30分まで
とっとり・おかやま新橋館(東京都港区)

イ 内容

鳥取岡山両県で移住相談会を開催し、先輩移住者からの体験談や参加自治体による個別相談などを実施した。本県からは鳥取市、米子市、若桜町、鳥取県移住定住サポートセンターが、岡山県からは岡山県と真庭市が参加した。鳥取県の説明時には、地震が収束している現状などをPRした。

2 主な参加者の声

- ・人のつながりが強い地域だと感じた。来年移住予定なので、気が引き締まった。
- ・地震の様子を含め、実際に住んでいる方の生の声が聞け、とても参考になった。
- ・子育てや職のことなど、鳥取での暮らしの具体的な話が聞けて良かった。

3 鳥取県への移住状況について（平成28年度上半期速報）

鳥取県への移住状況について、本年度上半期（4～9月）の速報値がまとまりました。
半年間で656世帯916人で、前年度の実績をやや上回っています。（対前年比約0.8%増）

【移住者数増加市町村の主な要因】

○米子市：経済産業省の生活コスト「見える化」システムによる「暮らしやすさ日本一」のPRに加え、住宅支援などの移住定住施策の新制度を創設したことにより、移住検討者の関心が高まった。

○境港市：県外相談会への参加などにより、市の魅力や施策への理解が深まった。

※上半期の移住者数は単純集計です。詳細分析は年度末に行います。

市町村名	平成28年度 上半期 (A)		参考					
			平成27年度 上半期(B)		増減 (A-B)		平成27年度 (年間)	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
鳥取市	108	151	96	169	12	△ 18	183	334
米子市	165	219	143	192	22	27	351	480
倉吉市	52	71	48	69	4	2	122	185
境港市	38	74	6	9	32	65	32	69
岩美町	42	58	36	49	6	9	84	122
若桜町	8	16	12	19	△ 4	△ 3	18	28
智頭町	8	19	9	21	△ 1	△ 2	13	30
八頭町	13	19	24	34	△ 11	△ 15	46	59
三朝町	13	16	5	5	8	11	14	14
湯梨浜町	14	16	8	8	6	8	27	34
琴浦町	53	71	60	82	△ 7	△ 11	129	173
北栄町	22	28	22	27	0	1	47	59
日吉津村	9	14	11	21	△ 2	△ 7	27	38
大山町	13	16	15	24	△ 2	△ 8	18	27
南部町	37	50	52	68	△ 15	△ 18	91	125
伯耆町	23	25	39	54	△ 16	△ 29	57	80
日南町	26	38	22	27	4	11	32	39
日野町	8	10	12	19	△ 4	△ 9	22	29
江府町	4	5	11	12	△ 7	△ 7	24	27
合計	656	916	631	909	25	7	1,337	1,952

【参考】平成23年度からの移住状況

年度	人数
平成23年度	504
平成24年度	706
平成25年度	962
平成26年度	1,246
平成27年度	1,952
計	5,370

第3回 I J Uターン6千人・とっとり暮らし推進チーム会議の開催結果について

平成28年11月28日
とっとり暮らし支援課

鳥取県元気づくり総合戦略の基本目標「I J Uターン6千人」を部局横断的に推進するため、とっとり元気づくり推進本部に設置されたプロジェクトチーム「I J Uターン6千人・とっとり暮らし推進チーム」の第3回会議を次のとおり開催しました。

- 1 日 時 平成28年11月22日(火) 午後4時から5時15分まで
- 2 場 所 第4応接室(本庁舎3階)
- 3 出席者 副知事(チーム長)、関係部局長、県外本部長、総合事務所長
- 4 議 題 平成28年度の取組状況と平成29年度に向けた取組方針について
- 5 概 要 前回までのチーム会議と、今年度開催されてきた県主催の各種会議(「来んさいな 住んでみないや とっとり」県民会議、パートナー県政推進会議、とっとり創生若者円卓会議、若者の定住対策検討ワーキング等)で課題とされた項目を踏まえ、各部局の取組状況と平成29年度の方向性について連携事項を確認し、意見交換を行った。

<主な意見>

(震災復興)

- ・鳥取に行って活躍したいと思われるよう、鳥取が人の絆、和が大切にされる地域であることを発信する取組が必要である。
- ・震災で移住者の方々がコミュニティの中で積極的に取り組んだ支援活動は、今後の参考になる上に、地域の魅力を発信することにもつながる。

(情報発信)

- ・市町村ごとでIターンとUターンの比率が異なることから、地域特性に応じたPR手段があると考える。
- ・女性のストレスオフ日本一や未来人材育成奨学金など、鳥取県の先進的な取組が十分発信されていないので、もっとメディアに取り上げられる仕掛けが必要である。
- ・リノベーションの活動やアグリチャレンジなど、若い人に対して様々なフィールドを提供しているという情報の出し方もある。
- ・鳥取県全体がひとつの会社というくらいのイメージで打ち出すなど、いろんなアプローチがある。

(移住者への支援)

- ・移住者からの相談が増えているカフェ、パン屋等のサービス業の開業に対する支援を重視すべきである。
- ・地域おこし協力隊の鳥取に住み続けたい思いを実現できるよう、3年後の生活を明確に描くための情報提供やフォローが必要である。

(農業観光)

- ・農林水産部が観光部局と連携し、農業者の収入につながる農業観光を進める必要がある。

(教育関係)

- ・ふるさと教育は、地域をにぎやかにするために高校生にボランティアをさせるような活動ではなく、高校生のためのふるさと教育とすべきである。

(連携体制)

- ・全庁あげて、他部署の取組であってもPRしていくことが必要である。
- ・各部局の事業を共有するための見える化が必要である。
- ・移住者に対して半X半Yの仕事が可能だと示せるだけの具体的なメニュー出しが必要である。
- ・どの分野においても、市町村と組んで進めなければならない。
特に、移住定住は市町村が前に出た方が環境が整いやすいので、十分に意思疎通して取り組むことが重要である。

(今後の方針)

- ・これから来年度予算要求の作業に入るに当たり、本日の提案を元に事業への反映等について検討を進め、引き続き「I J Uターン6千人」の実現に向けて各部局が横連携しながら取り組んでいく。

とっどりの元気づくり全体会議（第2回）の開催結果について

平成28年11月28日
参画協働課

平成27年11月に立ち上げた「とっどりの元気づくり会議」では、平成28年度から「豊かな自然」や「人々の絆」、「幸せを感じる時間」といった鳥取県の強みを活かしたプロジェクトを東・中・西部ごとに実施しています。

この度、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターと共催で「とっどりの元気づくり全体会議」を開催し、各プロジェクトの中間報告及び意見交換を行いました。

今後は、この会議での意見も活かしながら、これまでの東・中・西部のプロジェクトを更に推進し、地域の魅力の発信や課題解決に向けて、取組の輪を広げていきます。

1 とっどりの元気づくりプロジェクトの概要

(1) 東部プロジェクト

魅力ある自然環境の存在を再発見してもらい、地域住民の人々の自信につなげてもらうことを目的に、活動団体が連携して行う自然体験活動を実施したほか、自然体験を実践する人を取り上げた情報誌を発刊予定である。

(2) 中部プロジェクト

コミュニティの核となる拠点(団体)間で、互いの地域づくりのノウハウの共有を目的とした交流会(まちづくりカフェ)を開始した。

地域の担い手となり得る人材育成を目的に、学生等を対象としたボランティア受入れプログラムを実施予定である。

また、高齢者宅の個別訪問を行うなど鳥取県中部地震からの復興に向けたNPOの活動資金を調達するため、「復興支援クラウドファンディング」の募集を開始した。(募集期間：平成28年11月21日から12月31日まで)

(3) 西部プロジェクト

古民家等を地域づくりに利活用するために必要な知識の習得や関係者との意見交換のためのセミナー等を開始した。

また、古民家等を利活用した施設が地域の魅力となることを認識してもらい、住民の誇りの創出や圏域内外の交流促進につなげることを目的に、複数の古民家で同時期にイベントを実施予定である。

2 とっどりの元気づくり全体会議（第2回）

(1) 開催日 平成28年11月24日(木)

(2) 参加者 特定非営利活動法人、
地域づくり団体など、44名

(3) 会議の内容

ア 全体会

東・中・西部のプロジェクトの実施状況と今後の展開を各チームが報告した。

イ 分科会

4つのテーマ(自然体験活動の普及、地域づくりの担い手育成、古民家の利活用、コミュニティの基盤強化等)について、グループに分かれて議論し、全体で共有した。

(4) 主な意見

- ・ 地域の子どもたちが地域のことを知らない。自然など郷土の魅力を知ること、将来的には地域に戻ってくる。
- ・ 地域コミュニティを持続させるためにも、定住者を受け入れる体制づくりが重要になる。
- ・ 若者たちが自らの手で空き家等を改修していくような、参加型の手法も取り入れてみてはどうか。
- ・ 団体同士の交流を通じて互いの関係性ができ、地域課題の解決に向けた協力体制が整っていく。



(全体会の様子)



(分科会の様子)

【参考】とっどりの元気づくり会議

県内の活動団体が互いに活動の内容、ノウハウ及び活動上の課題等を共有、意見交換するネットワークを構築し、地域課題の解決や地域活性化に向けた具体的な取組を実践することで、今後のとっどりの元気づくりにつなげる。

<これまでの取組>

- 第1回 東・中・西部会議 (27年10月) とっどりの元気づくりに向けた意見交換
- 第1回 全体会議 (27年11月) 元気づくり会議の立ち上げ宣言、ワークショップ、など
- 第2回 東・中・西部会議 (28年2月) 平成28年度に各団体が連携して取り組むテーマの検討
- 第3回 東・中・西部会議 (28年4・5月) 元気づくりプロジェクトのテーマ決定

倉吉未来中心の震災被害の対応状況について

平成28年11月28日
文化政策課
女性活躍推進課

10月21日（金）に発生した鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けた倉吉未来中心の対応状況について報告します。

1 施設の被害状況等

(1) 被災状況

- ・アトリウムの吊り天井の一部（約140㎡）が落下、内側仕上げ材落下（複数箇所）
- ・アトリウムのトラス基礎部分に著しい損傷（事務所側のトラス基礎）
- ・大ホール天井の一部や舞台機構の損傷等



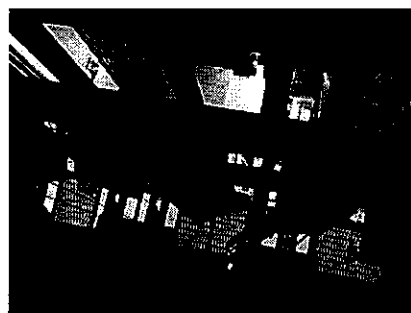
①入口の吊り天井



②内側仕上げ材



③トラス基礎（柱脚）



④大ホール舞台機構

(2) 被災箇所の復旧について

入口や大ホールの吊り天井、アトリウムのトラス基礎（柱脚）の一部等の損傷については、現在、損傷に至った原因と対策について詳細分析中。

2 催事の対応状況

- ・12月末までの催事の全て、大ホール、アトリウムは、平成29年2月までの催事について、お断りの連絡を行った。→主催者へ中部地域内で利用可能なホール等を紹介

3 倉吉未来中心運営事務局

- ・大ホールスタッフルーム、楽屋事務室、楽屋4,6に仮設事務所を設置（10/24）
- ・12月15日（木）までの事務室復帰に向け準備中。

4 テナント入居者（土産物店など3店舗）

- ・本店等での営業（2店舗）、休業（1店舗、他所での営業予定なし）で対応中

5 団体事務局サロン利用者（4団体）

- ・代表者自宅、仮事務所の設置等で対応中

6 復旧工事

- 11月16日（水）より仮設間仕切り設置工事に着手〔11/24（木）完了〕

7 再開見込み

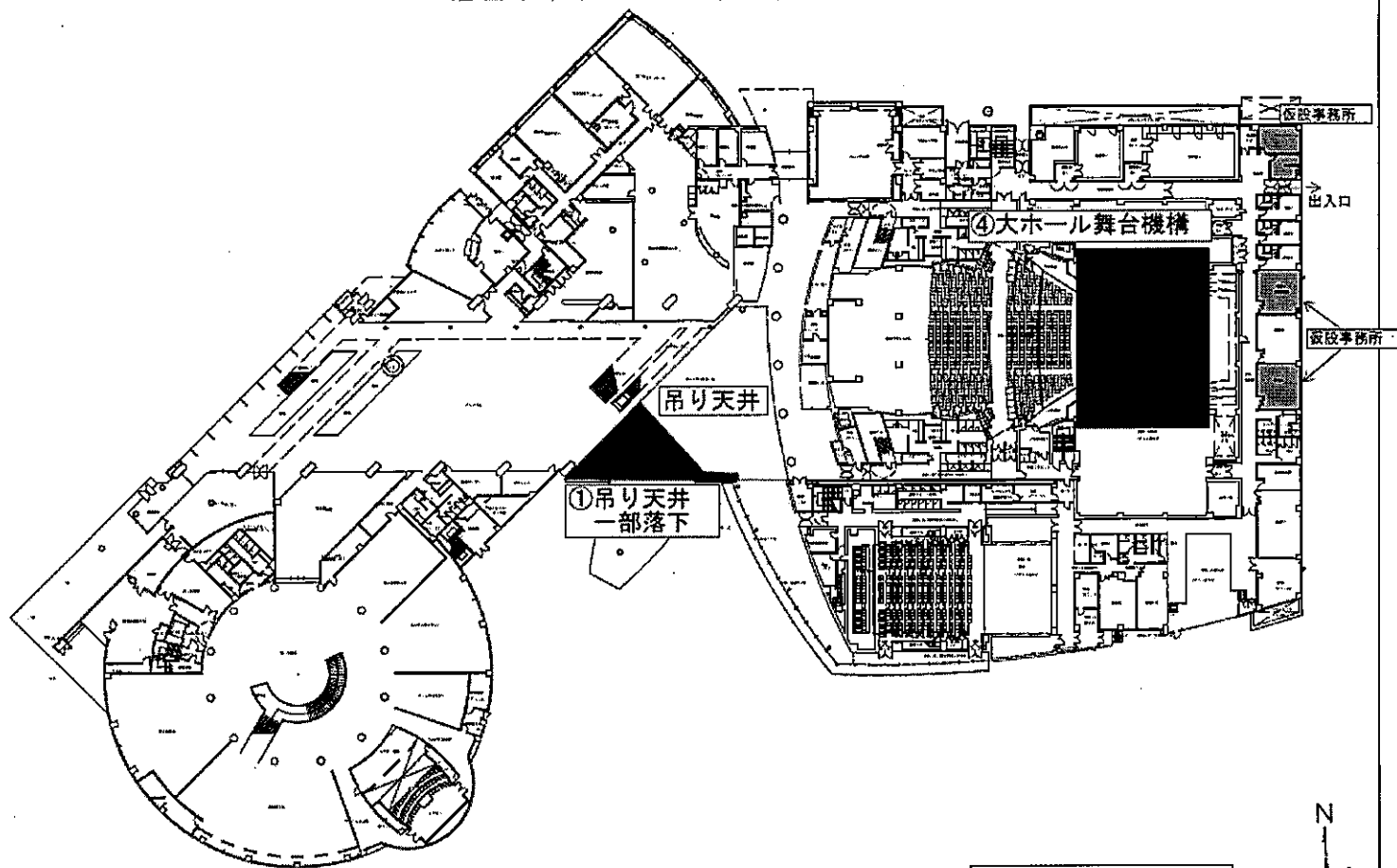
(1) 一部再開について

- 男女共同参画センター「よりん彩」は、11月29日（火）より倉吉未来中心にて業務再開予定。〔10/25（火）より中部総合事務所へ一時移転中〕
- 鳥取二十世紀梨記念館、リハーサル室、練習室は12月15日（木）までの再開を目指す。
- 小ホールは平成29年1月末、セミナールーム1～9（3を除く）は、それ以前の再開を目指す。

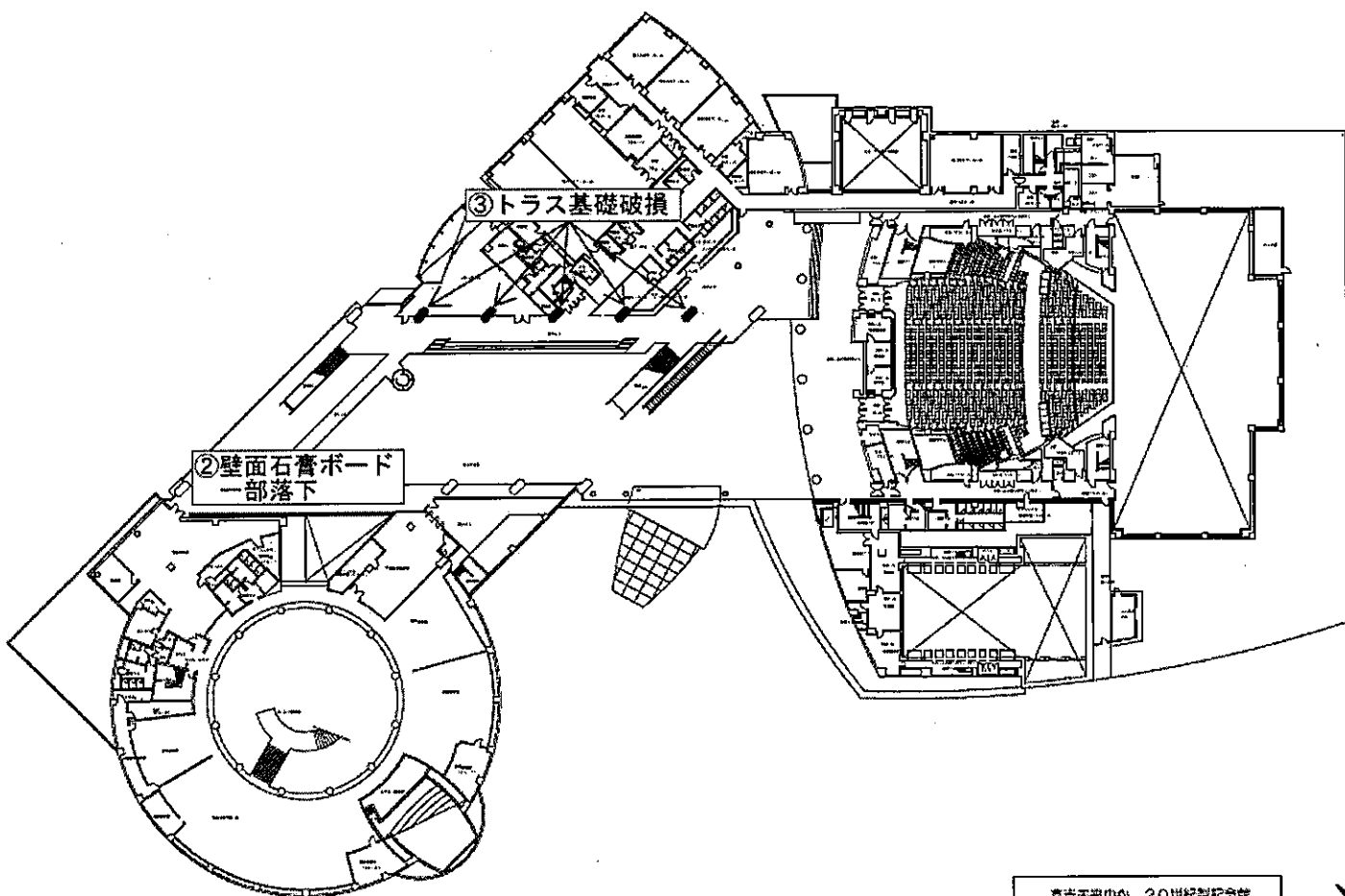
(2) 全館再開について

- アトリウム、大ホールを含め全館の改修工事を、平成29年2月末までに完了することを目指す。

倉吉未来中心の主な被害箇所

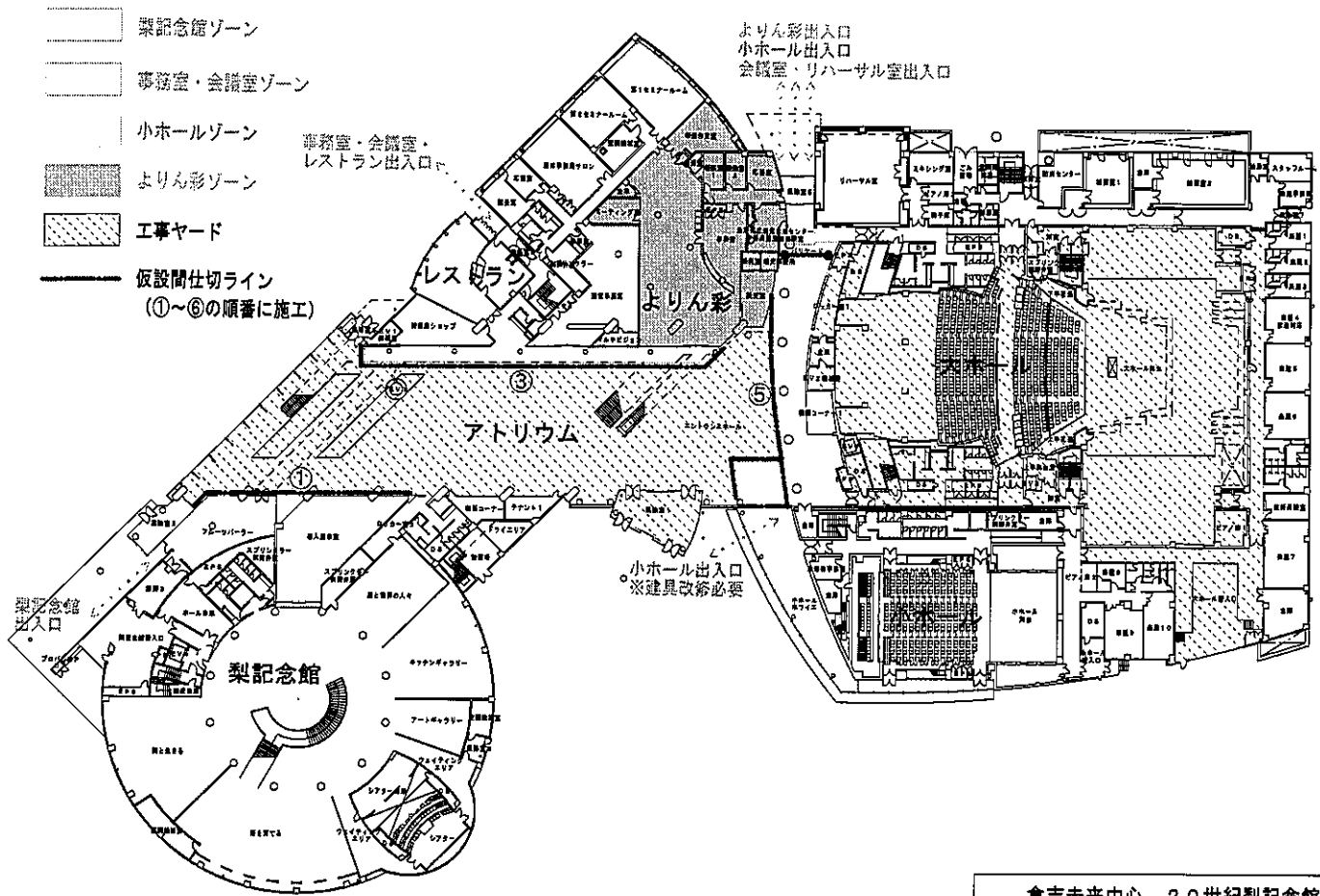


倉吉未来中心 20世紀記念会館
1階 全体平面図

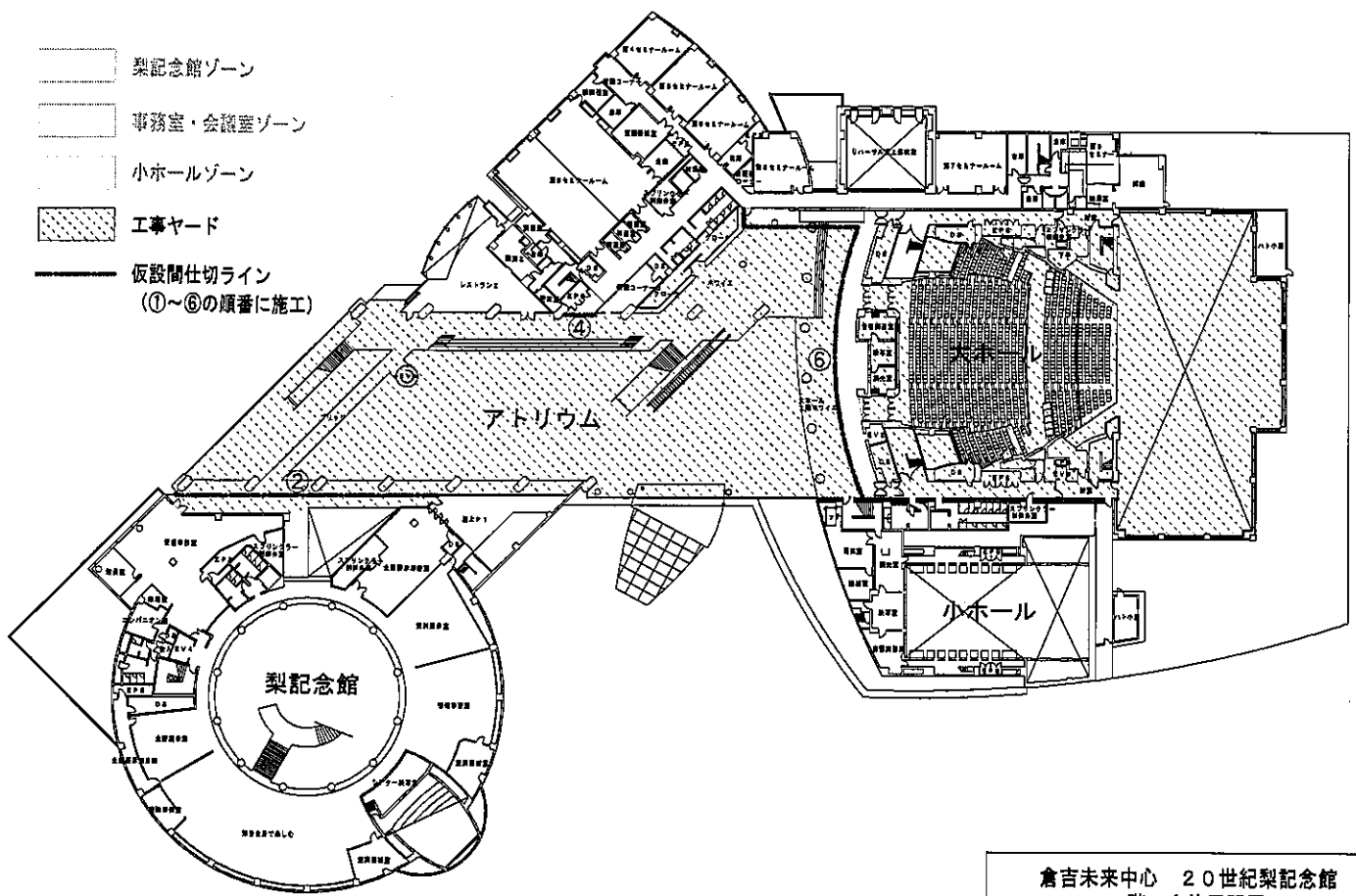


倉吉未来中心 20世紀記念会館
2階 全体平面図

倉吉未来中心の一部開館に向けた作業状況（建物関係）



倉吉未来中心 20世紀梨記念館
1階 全体平面図



倉吉未来中心 20世紀梨記念館
2階 全体平面図

